

I. 全般的事項・「令和の日本型学校教育」関係

.....P3

1. 教育委員会制度について
2. 地方教育行政制度の変遷（主な制度改正）
3. 教育委員会・首長の役割分担
4. 教育行政における国・都道府県・市町村の役割分担
5. 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）のポイント
6. 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）抜粋－今後更に検討を要する事項

II. 教育委員会事務局の組織・人事関係

.....P11

1. 教育委員会関係データ① 教育長の状況
2. 教育委員会関係データ② 職種別事務局職員数（都道府県）
3. 教育委員会関係データ③ 職種別事務局本務職員数の推移
4. 教育委員会関係データ④ 首長部局との一体的な人事異動

III. 学校のガバナンス・組織マネジメント関係

.....P16

1. OECD 国際教員指導環境調査（TALIS）2018 vol.1・vol.2
2. 学校の自律性に関するデータ①・②
3. 学校を取り巻く人材等の全体像
4. 学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について①～⑥
5. 学校に置かれる担当者（一覧）【概要】
6. 主任等の種類について
7. 公立学校教員の人事評価制度について
8. 学校管理職養成等に関する教職大学院の取組事例
9. 実力に応じた学校管理職の登用、主幹教諭の配置促進
10. 校長の処遇に関するデータ（国際比較、設置者別）
11. 学校の裁量拡大① 学校管理規則の見直し状況
12. 学校の裁量拡大② 学校裁量予算に関する取組状況
13. 学校評価について
14. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
15. コミュニティ・スクール（学校運営協議会）に関する教育委員会の役割
16. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況－学校数－
17. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況－学校設置者数－
18. コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（概要）

IV. 平成26年地方教育行政法改正を踏まえた首長部局との効果的な連携関係P41

1. 教育委員会会議の状況① 開催状況
2. 教育委員会会議の状況② 議事録等の作成・公表
3. 教育委員会会議の状況③ 教育委員会会議の運営上の工夫等
4. 総合教育会議の状況① 開催状況
5. 総合教育会議の状況② 事務局の担当部局
6. 総合教育会議の状況③ 議事録等の作成・公表
7. 総合教育会議の状況④ 会議内容
8. 総合教育会議の状況⑤ 総合教育会議を通じた首長部局との連携
9. こどもと社会との「アクセスポイント」である学校を生かした取組例について

V. 年少人口減少とデジタル化を踏まえた広域行政の推進関係P51

1. 学校数の推移
2. 児童生徒数の推移
3. 人口推移の予測
4. 本務職員数別教育委員会数の推移（市町村）
5. 指導主事の配置状況・都道府県教育委員会による支援
6. 市町村における事務の共同処理の状況
7. 組合立学校について（福岡県吉富町外一市中学校組合の例）

I. 全般的事項・「令和の日本型学校教育」関係

教育委員会制度について

教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定。
- 教育委員会は、常勤の教育長1人と非常勤の教育委員4人の原則5人で構成。任期は教育長は3年、教育委員は4年でそれぞれ再任可。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)。地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命。

制度の趣旨

A 政治的中立性の確保

- 教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

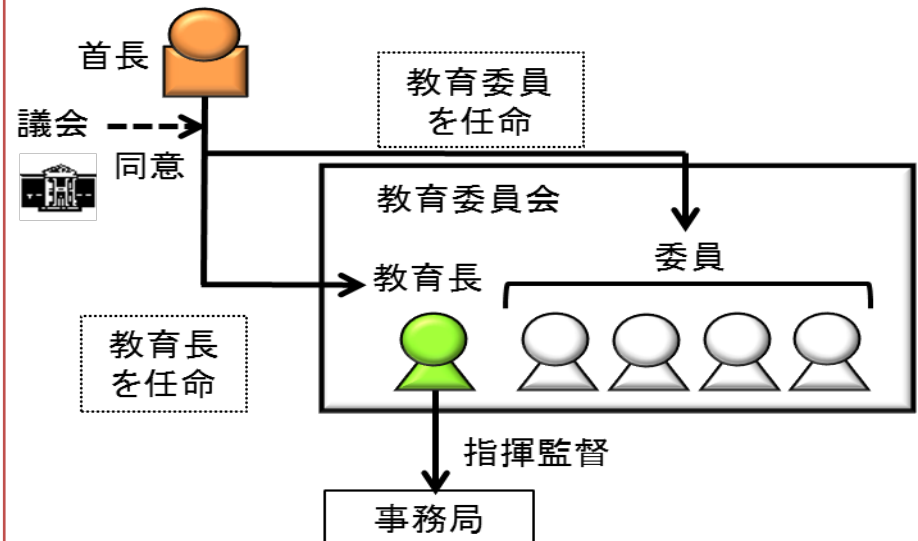
B 継続性・安定性の確保

- 特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

C 地域住民の意向の反映

- 教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

(イメージ図)



地方教育行政制度の変遷（主な制度改正）

教育委員会制度創設（昭和23年）

- 教育の地方分権
- 教育行政への民意の反映(教育委員公選制) →全ての市町村に教育委員会を設置(昭和27年)

教育委員公選制等見直し（昭和31年）

- 教育委員の公選制廃止(任命制の導入) ⇒教育委員会に党派的対立が持ち込まれる弊害を解消
- 教育長の任命承認制度の導入 ⇒教育長の任命にあたって、国や都道府県教委が承認
- 教育委員会による予算案・条例案の議会提案権の廃止 ⇒一般行政との調和

教育における「団体自治」を強化（平成11年法改正）

- 教育長の任命承認制度の廃止 ⇒地方の責任による教育長の任命
- 市町村立学校に関する都道府県の基準設定権の廃止 ⇒地方の主体性の尊重

教育における「住民自治」を強化（平成13年法改正）

- 教育委員の構成の多様化 ⇒地域の多様な意向の反映
(委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、保護者が含まれるよう努めることを規定。)
- 教育委員会会議の原則公開 ⇒教育行政の説明責任を果たす

学校運営協議会（平成16年法改正）

- 学校運営協議会を設置可能に ⇒地域住民、保護者等が学校運営に参画可能に
※平成29年3月の法改正により、現在は設置が教育委員会の努力義務となっている
- <学校運営協議会の権限>
 - ①学校運営の基本方針の承認
 - ②学校運営について教育委員会または校長に意見
 - ③教職員の任用について、教育委員会に意見

国、教育委員会の責任を明確化（平成19年法改正）

- 教育委員会の責任体制の明確化
- 教育委員会の体制の充実
- 教育における地方分権の推進
- 教育における国の責任の果たし方
- 私立学校に関する教育行政

教育行政の責任の明確化、首長との連携強化（平成26年法改正）

- 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- 「総合教育会議」の設置と大綱の策定
- 地方公共団体への国の関与の見直し
- ※令和元年4月をもって全ての教育委員会が新教育委員会制度に移行済

地域の意向を反映した
主体的な教育行政の推進

地方公共団体の
責任の拡大(地方分権)

教育委員会・首長の役割分担

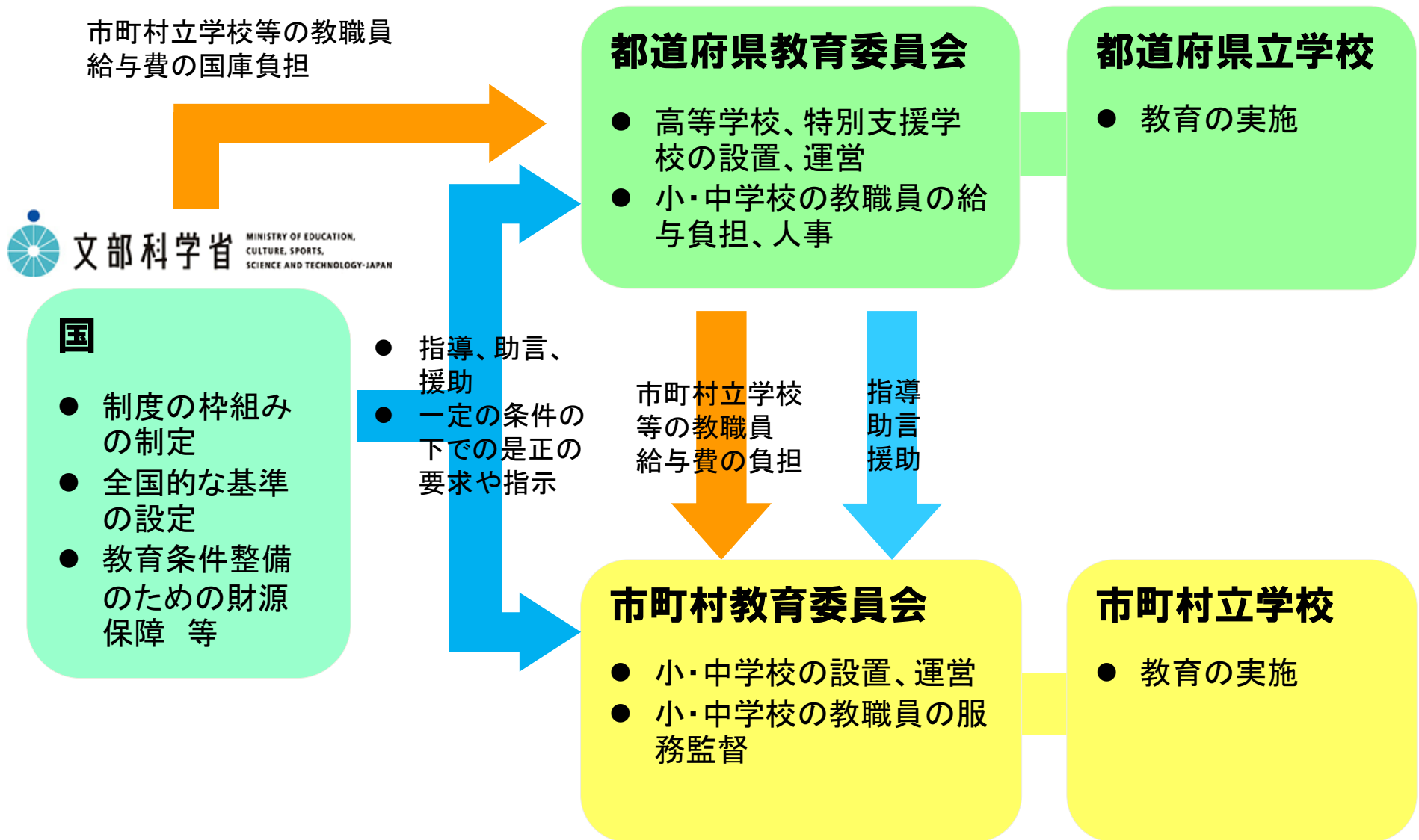
①教育委員会と首長の職務分担

<p>教育委員会</p>	<p>○学校教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校の設置、管理 ・教職員の人事・研修 ・児童生徒の入学、退学 ・学校の組織編成、教育課程、生徒指導 ・教科書採択 ・校舎等の施設の整備 	<p>○社会教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座、集会の開設等、社会教育事業の実施 <p>○学校における体育に関すること</p>
<p>原則教育委員会が管理・執行するが、条例を制定すれば首長に移管できる事務</p>	<p>○文化に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化事業の実施 ・文化施設の設置管理 <p>○社会教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館、図書館、博物館等の設置、管理 	<p>○スポーツに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ事業の実施 ・スポーツ施設の設置管理 <p>○文化財の保護に関すること</p>
<p>知事 市町村長</p>	<p>○大学に関すること</p> <p>○私立学校に関すること</p> <p>○教育財産の取得・処分</p>	<p>○契約の締結</p> <p>○予算の執行</p>

②合議制の教育委員会が自ら管理・執行する必要がある事務（教育長に委任できない事務）

- 教育に関する事務の管理・執行の基本的方針に関すること
- 教育委員会規則・規程の制定、改廃に関すること
- 教育委員会所管の学校・教育機関の設置、廃止に関すること
- 教育委員会やその所管の学校等の職員の任免その他人事に関すること
- 教育に関する事務の管理・執行の状況の点検・評価に関すること
- 教育事務の予算その他議会の議決を経るべき事項の議案について長に具申する意見に関すること

教育行政における国・都道府県・市町村の役割分担



中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(答申)のポイント

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～【令和3年1月26日 中央教育審議会】

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく

今後更に検討を要する事項

「令和の日本型学校教育」の実現を目指していく上では、本答申を踏まえ、知・徳・体のバランスのとれた資質・能力の育成に向け、引き続き状況を注視し、取組を進めていく必要がある。また、**特に 以下に挙げる点については、今後も 改革に向けた検討が重要であるとの指摘がなされており、引き続き検討を深めつつ、方向性が定まったものについては速やかに実施する必要がある。**

- GIGAスクール構想により整備されるICT環境の活用と、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪として進め、個別最適な学びと協働的な学びによる「令和の日本型学校教育」を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方
- **校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化が図られ、自主的・自立的な取組を校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化が図られ、積極的に支援し、社会の変化に素早く的確に対応するための教育委員会の在り方、特に、教育委員会事務局の更なる機能強化や、首長部局との連携の促進、外部人材の活用等をはじめとする社会との連携等を含む教育行政の推進体制の在り方**

また、子供たちの学びは幼稚園から高等学校段階で完結するものではなく、高等教育機関での学びや、実社会で活躍しながらの学び直しといった形で、人生100年時代において 学び続けることとなる。特に高等教育機関においては、初等中等教育段階における学びとの連続性に鑑み、本答申で述べた「令和の日本型学校教育」の姿や方向性等を踏まえて、高等教育においても自らの可能性を最大限に発揮し、これからの時代に求められる資質・能力を育ていけるよう、多様性と柔軟性を持った教育の実現を図ることが重要である。このため、初等中等教育と高等教育とが連携を密にしながら、学校教育全体を俯瞰した改革が進められることを期待する。

【令和4年1月14日初等中等教育分科会決定】

1 趣旨

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月中央教育審議会答申)を受けて、デジタル化などの社会変化が進む次世代の学校教育の在り方について検討する必要がある。

児童生徒への学習指導・生徒指導の在り方や環境整備について、特にGIGA スクール構想に基づくICT 環境の整備と活用を進める中で、教科書・教材のデジタル化を推進するとともに、既存の教科書・教材との関係を整理し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することが求められている。

このため、多様かつ専門的な見地から横断的に議論し、検討内容を必要な施策に結び付けていくため、初等中等教育分科会に本会議を設置する。

2 主な検討事項

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するための、

- (1) 一人一台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方について
- (2) 教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方について
- (3) 学校内外の環境整備の在り方について
- (4) その他

Ⅱ. 教育委員会事務局の組織・人事関係

教育委員会関係データ① 教育長の状況

① 都道府県

総数	平均在職年数	平均年齢	女性の割合	平均報酬（月額）
47人	2.1年	61.6歳	10.6%	812,537円

一般行政経験者の割合	教育行政経験者の割合	教職経験者の割合
70.2%	66.0%	23.4%

直前歴の割合					
教育長	教職員	教委関係職員	地方公務員	国家公務員	その他
6.4%	10.6%	21.3%	57.4%	-	4.3%

② 市町村

総数	平均在職年数	平均年齢	女性の割合
1,724人	2.9年	64.1歳	5.5%

平均報酬（月額）			
指定都市	特別区	市	町村
770,440円	816,135円	645,858円	545,201円

一般行政経験者の割合	教育行政経験者の割合	教職経験者の割合
27.7%	82.9%	75.6%

直前歴の割合					
教育長	教職員	教委関係職員	地方公務員	国家公務員	その他
20.8%	30.1%	20.9%	14.2%	0.5%	13.5%

教育委員会関係データ② 職種別事務局職員数（都道府県）

都道府県	合計（本庁+教育事務所）			本庁			教育事務所		
	合計	左記の内、教員籍	教員籍の割合	計	左記の内、教員籍	教員籍の割合	計	左記の内、教員籍	教員籍の割合
北海道	1,002	286	28.5%	490	105	21.4%	512	181	35.4%
青森県	291	112	38.5%	191	57	29.8%	100	55	55.0%
岩手県	297	152	51.2%	195	89	45.6%	102	63	61.8%
宮城県	376	150	39.9%	265	97	36.6%	111	53	47.7%
秋田県	308	192	62.3%	216	109	50.5%	92	83	90.2%
山形県	292	174	59.6%	183	94	51.4%	109	80	73.4%
福島県	384	195	50.8%	244	104	42.6%	140	91	65.0%
茨城県	355	214	60.3%	251	127	50.6%	104	87	83.7%
栃木県	334	199	59.6%	221	116	52.5%	113	83	73.5%
群馬県	343	201	58.6%	224	108	48.2%	119	93	78.2%
埼玉県	552	244	44.2%	435	159	36.6%	117	85	72.6%
千葉県	651	395	60.7%	440	215	48.9%	211	180	85.3%
東京都	654	138	21.1%	611	126	20.6%	43	12	27.9%
神奈川県	501	203	40.5%	410	137	33.4%	91	66	72.5%
新潟県	307	102	33.2%	228	62	27.2%	79	40	50.6%
富山県	232	166	71.6%	153	98	64.1%	79	68	86.1%
石川県	233	147	63.1%	154	86	55.8%	79	61	77.2%
福井県	198	134	67.7%	176	115	65.3%	22	19	86.4%
山梨県	227	120	52.9%	190	99	52.1%	37	21	56.8%
長野県	317	168	53.0%	204	94	46.1%	113	74	65.5%
岐阜県	318	218	68.6%	205	126	61.5%	113	92	81.4%
静岡県	329	135	41.0%	257	89	34.6%	72	46	63.9%
愛知県	439	237	54.0%	249	82	32.9%	190	155	81.6%
三重県	272	173	63.6%	260	161	61.9%	12	12	100.0%
滋賀県	238	142	59.7%	238	142	59.7%	-	-	-
京都府	397	138	34.8%	285	83	29.1%	112	55	49.1%
大阪府	531	182	34.3%	531	182	34.3%	-	-	-
兵庫県	319	146	45.8%	228	93	40.8%	91	53	58.2%
奈良県	157	100	63.7%	157	100	63.7%	-	-	-
和歌山県	241	112	46.5%	217	89	41.0%	24	23	95.8%
鳥取県	170	99	58.2%	131	66	50.4%	39	33	84.6%
島根県	341	192	56.3%	220	86	39.1%	121	106	87.6%
岡山県	261	115	44.1%	210	84	40.0%	51	31	60.8%

都道府県	合計（本庁+教育事務所）			本庁			教育事務所		
	合計	左記の内、教員籍	教員籍の割合	計	左記の内、教員籍	教員籍の割合	計	左記の内、教員籍	教員籍の割合
広島県	358	170	47.5%	297	128	43.1%	61	42	68.9%
山口県	241	162	67.2%	241	162	67.2%	-	-	-
徳島県	160	94	58.8%	160	94	58.8%	-	-	-
香川県	174	85	48.9%	143	59	41.3%	31	26	83.9%
愛媛県	269	166	61.7%	196	113	57.7%	73	53	72.6%
高知県	328	210	64.0%	271	157	57.9%	57	53	93.0%
福岡県	470	183	38.9%	266	60	22.6%	204	123	60.3%
佐賀県	225	135	60.0%	180	94	52.2%	45	41	91.1%
長崎県	229	105	45.9%	229	105	45.9%	-	-	-
熊本県	376	229	60.9%	286	148	51.7%	90	81	90.0%
大分県	256	126	49.2%	206	98	47.6%	50	28	56.0%
宮崎県	275	158	57.5%	201	105	52.2%	74	53	71.6%
鹿児島県	362	194	53.6%	250	138	55.2%	112	56	50.0%
沖縄県	378	187	49.5%	269	119	44.2%	109	68	62.4%
都道府県 合計	15,968	7,885	49.4%	11,864	5,160	43.5%	4,104	2,725	66.4%

教育委員会関係データ③ 職種別事務局本務職員数の推移

① 都道府県

区 分	25年度	27年度	29年度	元年度	3年度	(構成比)	(内 訳)		(増減)
							本 庁	教育事務所	
総 数	15,516	15,683	16,032	15,924	16,210	(100.0)	12,136	4,074	286
対前回伸び率	△0.3%	1.1%	2.2%	△0.7%	1.8%				
指 導 主 事	1,685	1,733	1,913	1,896	1,999	(12.3)	1,580	419	103
充て指導主事	2,889	2,924	2,941	2,977	3,011	(18.6)	1,630	1,381	34
社会教育主事	595	575	568	556	498	(3.1)	248	250	△58
派遣社会教育主事	127	130	120	111	88	(0.5)	51	37	△23
社会教育主事補	38	32	29	30	42	(0.3)	34	8	12
事務局職員	9,542	9,647	9,773	9,685	9,847	(60.7)	7,931	1,916	162
技術職員	600	607	659	643	701	(4.3)	642	59	58
労務職員	40	35	29	26	24	(0.1)	20	4	△2

② 市町村

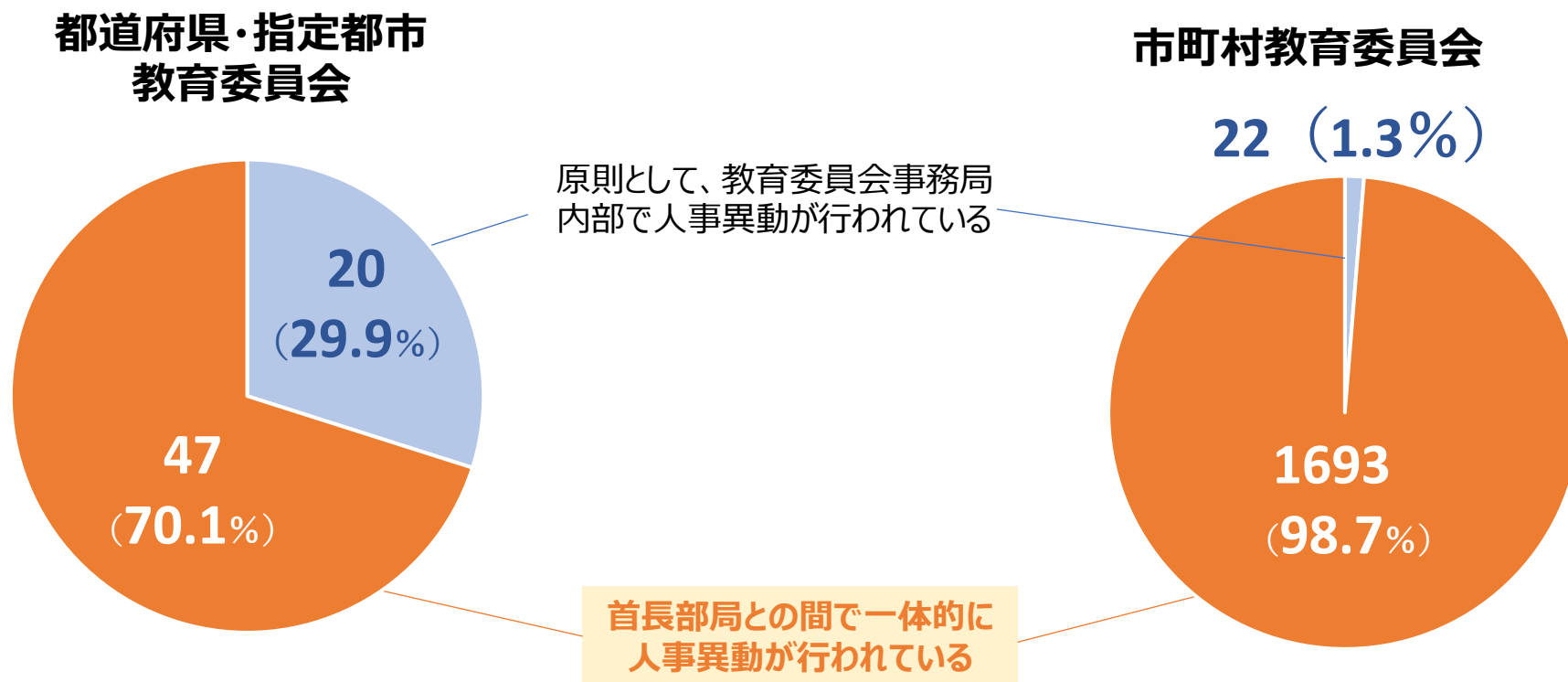
区 分	25年度	27年度	29年度	元年度	(構成比)	3年度	(構成比)	(増減)
総 数	53,583	53,310	55,524	58,001	(100.0)	61,132	(100.0)	3,131
増 減	△697	△273	2,214	2,477		3,131		
対前回伸び率	△1.3%	△0.5%	4.2%	4.5%		5.4%		
指 導 主 事	4,720	5,131	5,480	5,941	(10.2)	6,365	(10.4)	424
充て指導主事	1,399	1,257	1,334	1,288	(2.2)	1,331	(2.2)	43
社会教育主事	1,292	1,175	1,150	1,098	(1.9)	1,027	(1.7)	△71
派遣社会教育主事	140	130	120	111	(0.2)	89	(0.1)	△22
社会教育主事補	25	34	35	47	(0.1)	39	(0.1)	△8
事務局職員	41,695	41,654	43,301	45,322	(78.1)	47,673	(78.0)	2,351
技術職員	2,738	2,579	2,795	3,023	(5.2)	3,285	(5.4)	262
労務職員	1,574	1,350	1,309	1,171	(2.0)	1,323	(2.2)	152

(注) 「派遣社会教育主事」については、都道府県教育委員会段階で把握した実人数である。このため、派遣された市町村教育委員会段階の延べ人数で把握した場合とその数値が異なる。

(出典) 令和3年度教育行政調査

教育委員会関係データ④ 首長部局との一体的な人事異動

- 都道府県・指定都市教育委員会では、首長部局との間で一体的に人事異動が行われているのは47教育委員会（総数に占める割合は70.1%）であり、市町村教育委員会では、1693教育委員会（同98.7%）となっている。

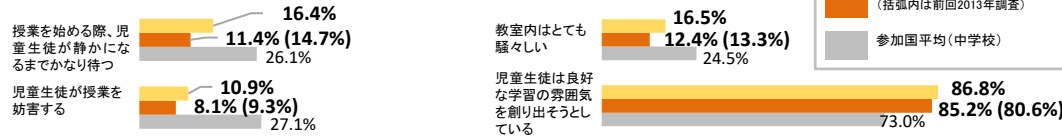


Ⅲ. 学校のガバナンス・組織マネジメント関係

学級において規律が整っており、良好な学習の雰囲気がある。

日本の小中学校教員の回答は、学級における規律や学習の雰囲気についてよい結果を示しており、中学校教員において、前回2013年調査と比べて一層よい結果となっている。

学級の規律と学習の雰囲気



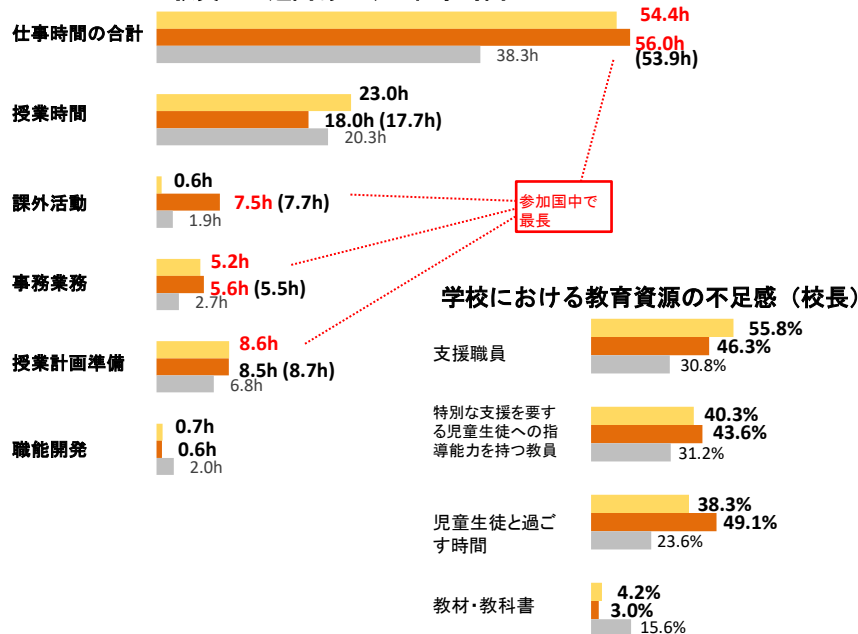
TALIS 2018

- OECD(経済協力開発機構)の国際教員指導環境調査(TALIS)は、教員及び校長を対象に、2008年から5年ごとに、教員及び校長の勤務環境や学校の学習環境に焦点を当てて実施。次回調査は2024年に実施予定。
- 日本は第2回から参加し、小学校は第3回が初参加。2018年調査は、同年2月中旬～3月中旬に小学校約200校及び中学校約200校の校長、教員に対して質問紙調査を実施。
- TALIS2018の結果については、2019年6月及び2020年3月の2回に分けて、OECDより公表。
- OECD加盟国等48か国・地域が参加(初等教育は15か国・地域が参加)。
- なお、参加国が少ないことから、小学校の参加国平均の値は示されていない。

教員の仕事時間は参加国中で最も長く、人材不足感も大きい。

- 日本の小中学校教員の1週間当たりの仕事時間は最長。
- 前回2013年調査と同様に、中学校の課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い。一方、日本の小中学校教員が職能開発活動に使った時間は、参加国中で最短。
- 質の高い指導を行う上で、支援職員の不足や、特別な支援を要する児童生徒への指導能力を持つ教員の不足を指摘する日本の小中学校校長が多い。一方、教材の不足については指摘が少ない。

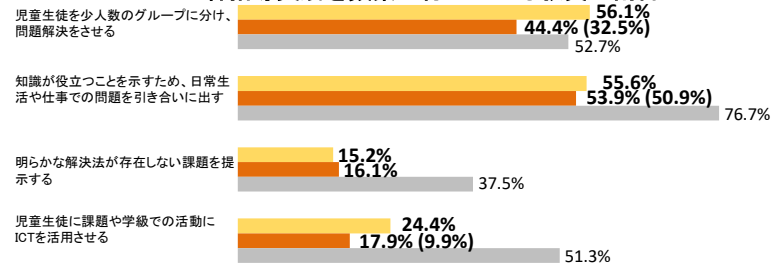
教員の1週間あたりの仕事時間



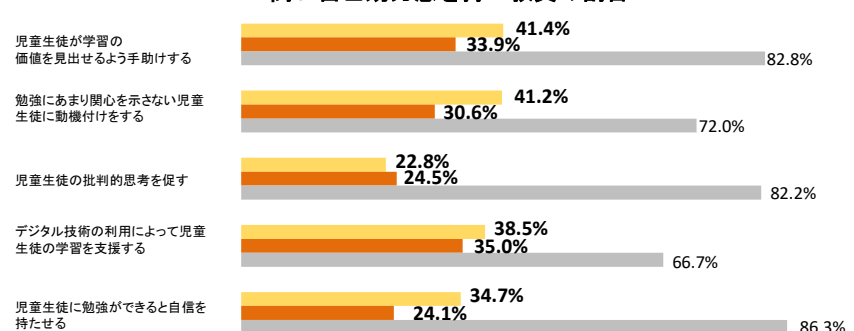
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やICT活用の取組等が十分でない。

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や探究的な学習に関わる指導実践について、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は前回2013年調査と比べて増えているが依然として低い。
- 生徒にICTを活用させることについて、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は前回2013年調査と比べて増えているが依然として低い。
- 児童生徒の自己肯定感や学習意欲を高めることに対して高い自己効力感を持つ日本の小中学校教員の割合は低い。

各指導実践を頻繁に行っている教員の割合



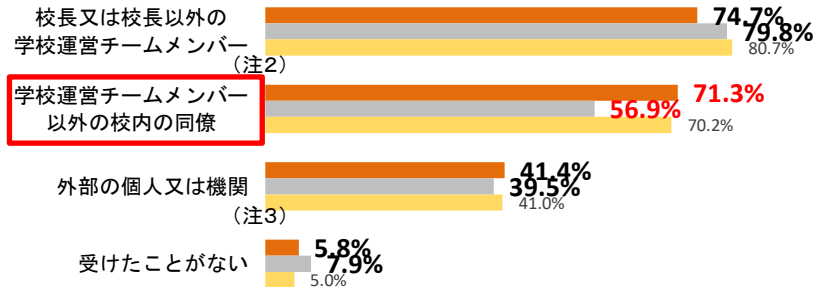
高い自己効力感を持つ教員の割合



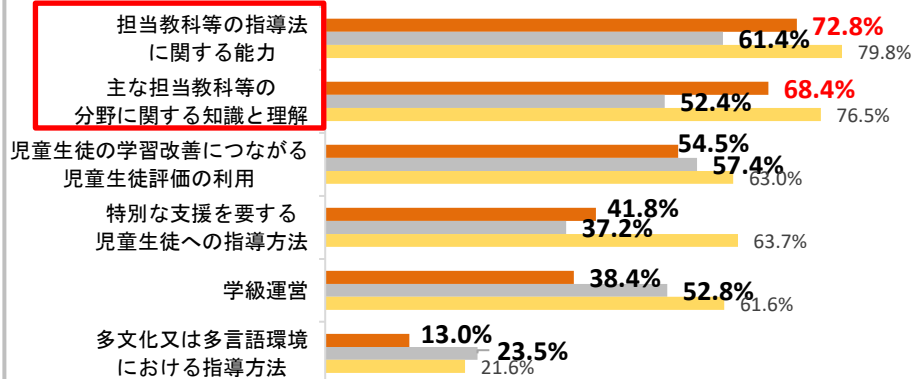
教員が日頃から共に学び合い、指導改善につなげている。

- 日本の中学校教員については、「学校運営チームメンバー以外の校内の同僚」からフィードバック(注1)を受ける割合が参加国平均と比べて高い。
- 日本の小中学校教員は、フィードバックにより、「担当教科等の指導法に関する能力」や「主な担当教科等の分野に関する知識と理解」に良い影響を受けている。

教員へのフィードバックの供給源



教員へのフィードバックが良い影響を与えた内容



(注1)「フィードバック」とは、教員の仕事に対する何らかの関与(例:授業観察、指導計画や児童生徒の成績に関する議論)に基づいて行われ、教員の指導に関するコミュニケーションとして、広く定義する。非公式な話し合い、あるいは公的で組織的な手法のいずれによっても行われる場合がある。

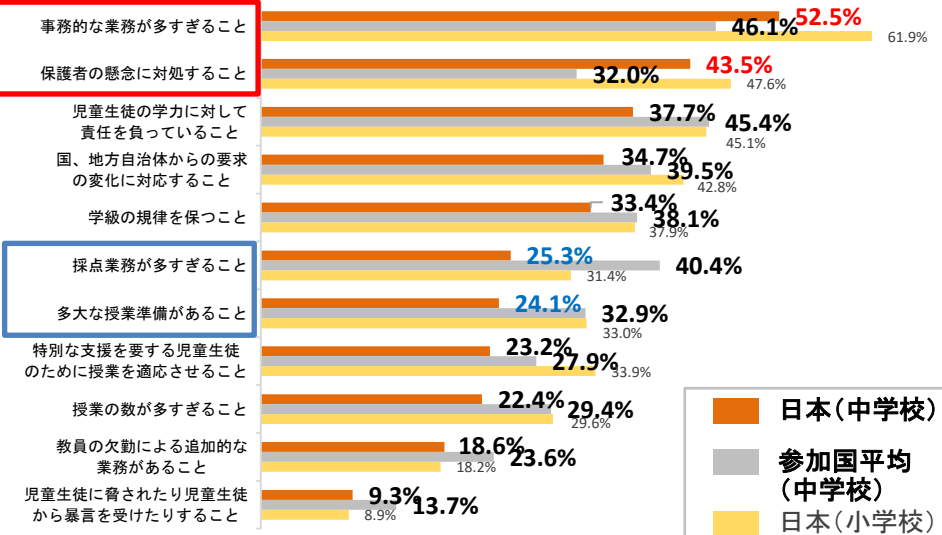
(注2)「学校運営チーム」とは、学校が適切に機能するため、学習指導、資源の活用、カリキュラム、評価に関する意思決定や、その他の戦略的意思決定を主導・運営することについて責任を有する学校内の集団を指す。チームは、典型的には、校長、副校長・教頭、主任等(分掌や教科の長)により構成される。日本の法令上の学校運営協議会や学校評議員、学校法人の理事会や評議員会は、この「学校運営チーム」には当たらない。

(注3)「外部の個人又は機関」とは、例えば、文部科学省の関係者、地方自治体の関係者、教育委員会の関係者、その他の学校教職員以外の者を指す。

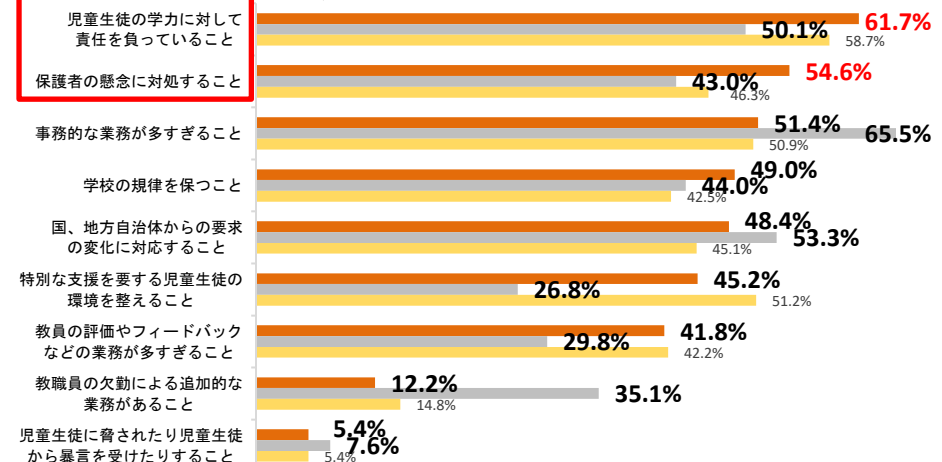
教員は、事務的な業務や保護者の懸念への対処についてのストレスが高い。校長は、児童生徒の学力への責任や保護者の懸念への対処についてのストレスが高い。

- 日本の中学校教員は、「事務的な業務が多すぎる」と、次に「保護者の懸念に対処すること」についてのストレスが高い。
- 「採点業務が多すぎる」「多大な授業準備があること」等は参加国平均と比べて特に低い。
- 日本の小中学校校長は、「児童生徒の学力に対して責任を負っていること」、次に「保護者の懸念に対処すること」についてのストレスが高い。

教員のストレス



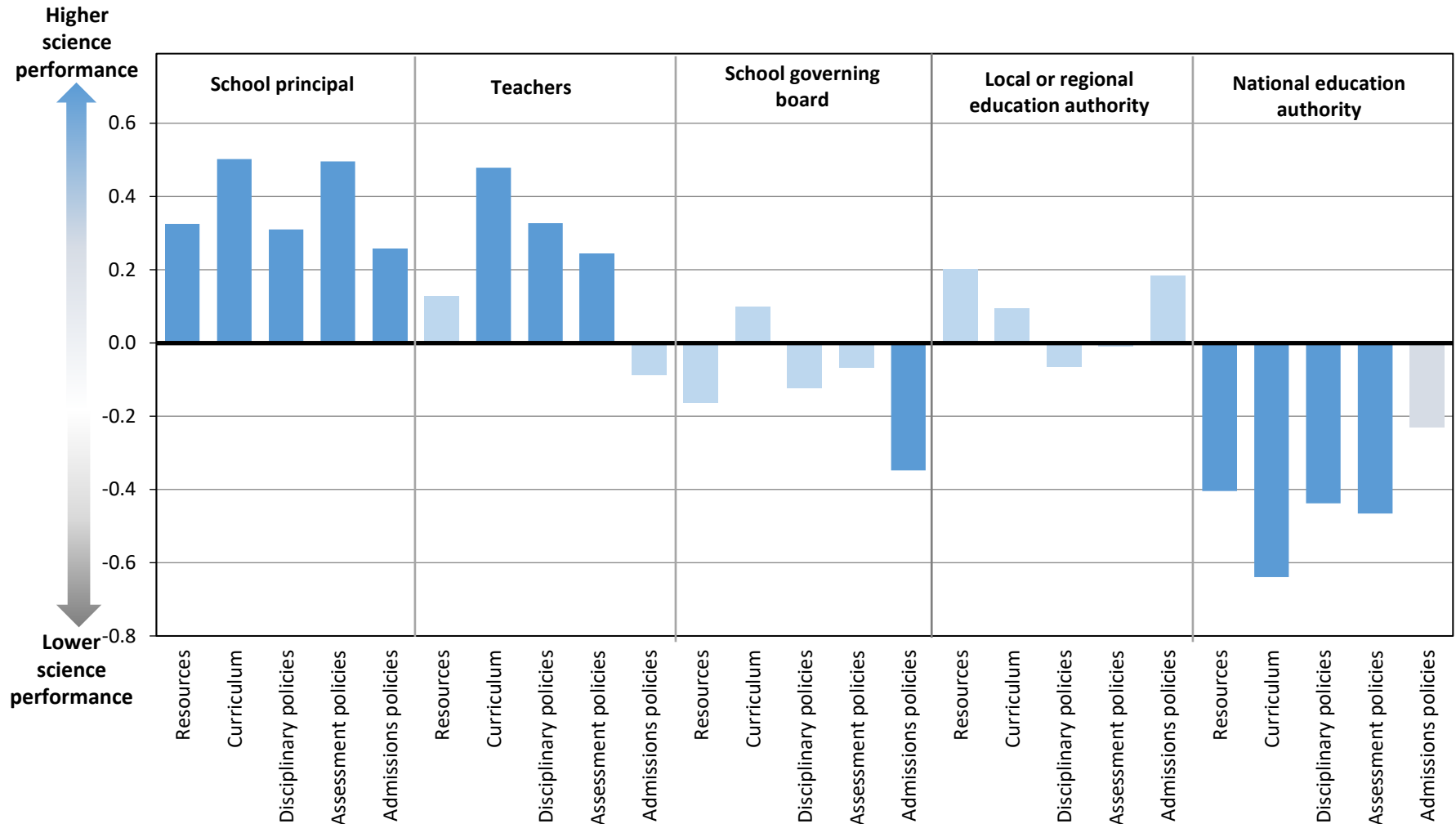
校長のストレス



学校の自律性に関するデータ①

学校のガバナンスに係る責任と科学的リテラシーの成績との相関関係

- ・校長（ある程度は教員）が学校のマネジメントについてより自律性を有する教育体制の生徒ほど科学的リテラシーについて高得点を出す傾向にある。
- ・校長や教員がカリキュラムについてより責任を有するほど特に上記が当てはまる。

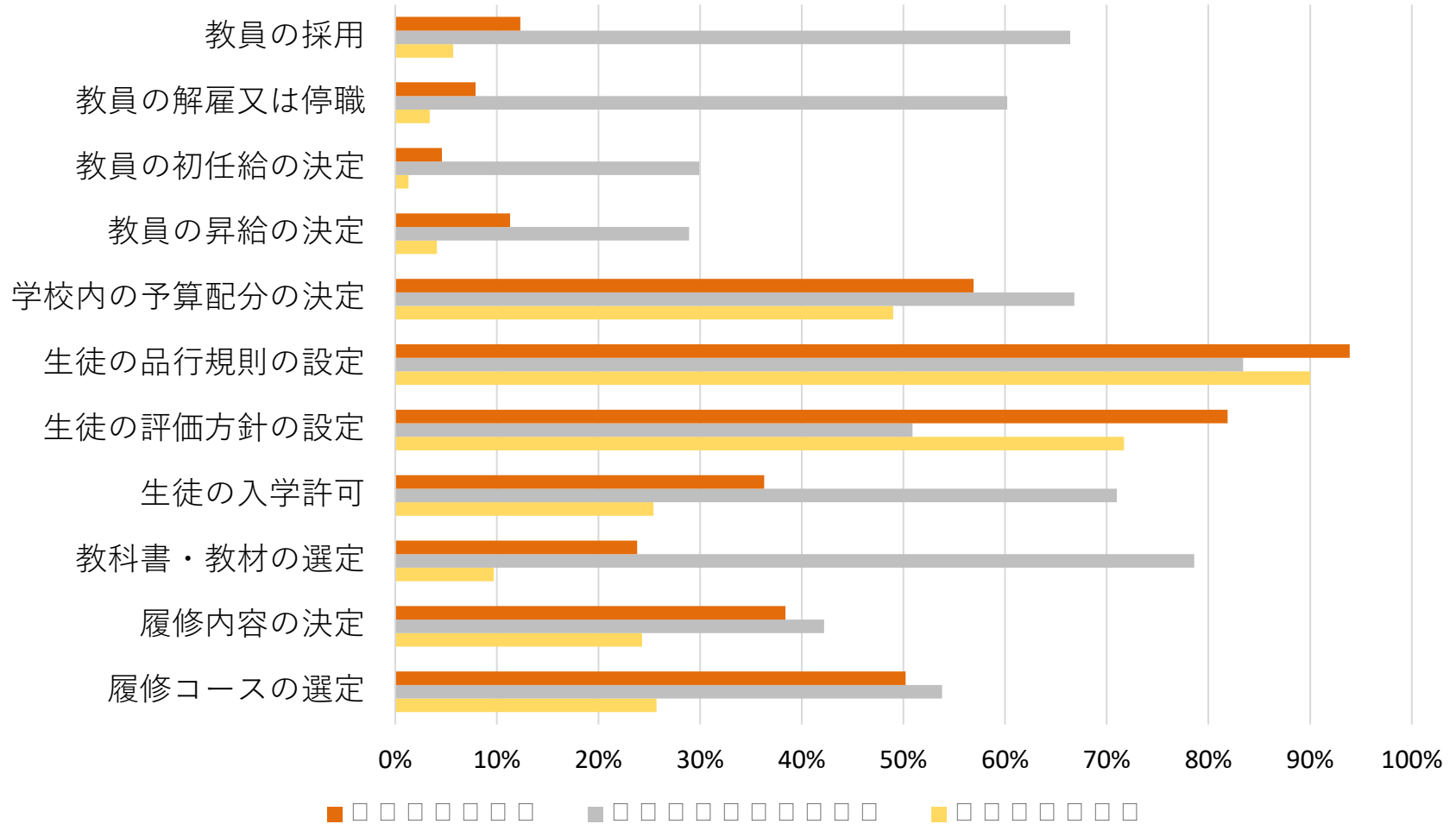


※教育体制レベルでの分析。70の教育体制の分析結果。

※統計的に有意な相関係数は濃い色で示されている。

学校の自律性に関するデータ②

以下の仕事の遂行について自律的と回答した校長の割合



※「自律的」とは、重要な責任が「校長」「校長以外の学校運営チームメンバー」「学校運営チームメンバー以外の教員」「学校理事会」といった学校内部の主体によってのみ担われている場合を指す。

学校を取り巻く人材等の全体像 (全ての人材を置いた場合のイメージ：小中学校) 文部科学省

学校を取り巻く人材等の配置にあたっては、国の予算補助、地方財政措置、地方単独事業等、様々な形で措置されているが、小中学校に配置可能な人材の全体像は以下のとおり。

※これらすべてが各学校に配置されているわけではなく、学校や地域の実情に応じて、部分的にそれぞれの職が必要に応じて配置されている状況。

★法令上必置の職




学校

学校業務を支援する
外部人材




★学校医 ★学校歯科医 ★学校薬剤師

文部科学省 



ICT活用教育
アドバイザー

教育委員会 



スクールロイヤー

地域 



スクールガード・リーダー



家庭

教員の負担軽減



部活動指導員・外部指導者



スクール・サポート
スタッフ



指導教諭



★養護教諭



栄養教諭・
学校栄養職員



★校長

副校長・★教頭

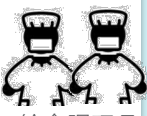
主幹教諭



★事務職員



学校用務員



給食調理員



★教諭・講師等

心理・福祉の専門家



スクール
カウンセラー



スクール
ソーシャル
ワーカー

特別な支援を
必要とする
子供への支援



特別支援教育
支援員



医療的ケアの
ための看護師



日本語指導補助者
母語支援員

ICT活用支援



GIGAスクール
サポーター



ICT支援員

授業等の支援



学習指導員 外国語指導助手 観察実験 学校司書
(ALT) アシスタント

学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)



学校運営協議会委員 (保護者や地域住民等)

地域学校協働活動推進員
(地域コーディネーター等)

地域学校協働本部

学校評議員



(保護者や地域住民等)

放課後子供教室

地域未来塾

土曜学習
応援団

PTA会員



学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について①

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
校長	校務をつかさどり、所属職員を監督する。	普通免許状	31,969 ※学校基本調査	必置	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	免許不要の場合あり（学教法施行規則第22条）
副校長	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 校長に事故があるときはその職務を代理する。	普通免許状	3,854 ※学校基本調査	任意	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	免許不要の場合あり（学教法施行規則第22条）
教頭	校長を助け、校務を整理し、必要に応じて児童生徒の教育をつかさどる。 校長に事故があるときは校長の職務を代理する。	普通免許状	32,627 ※学校基本調査	必置	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	免許不要の場合あり（学教法施行規則第22条）
主幹教諭	校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。	普通免許状	21,703 ※学校基本調査	任意	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
指導教諭	児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。	普通免許状	2,714 ※学校基本調査	任意	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
教諭	児童生徒の教育をつかさどる。	普通免許状	698,692 ※学校基本調査	必置	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
養護教諭	児童生徒の養護をつかさどる。	普通免許状	35,058 ※学校基本調査	必置 ※高校のみ任意	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
栄養教諭	児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。	普通免許状	6,758 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
事務職員	事務をつかさどる。	なし	54,274 ※学校基本調査	必置	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
助教諭	教諭の職務を助ける。	臨時免許状	2,600 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
講師	教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。	臨時免許状	62,514 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について②

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
養護助教諭	養護教諭の職務を助ける。	臨時免許状	3,057 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
実習助手	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	なし	12,472 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	全額一般財源	高校、中等教育学校及び特別支援学校に置くことのできる職。
寄宿舎指導員	寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。	なし	4,192 ※学校基本調査	必置	常駐又は非常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	寄宿舎を設ける特別支援学校に置かなければならない。
学校栄養職員	教育職員免許法第4条第2項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するもののうち、栄養教諭以外の者	左記のとおり	4,607 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
事務長	校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。	なし	—	任意 ※高校のみ必置	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	事務職員を充てる。
事務主任	校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	なし	—	任意 ※高校のみ置かれない	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	事務職員を充てる。
技術職員	技術に従事する。	なし	725 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	全額一般財源	
学校用務員	学校の環境の整備その他の用務に従事する。	なし	23,463 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	全額一般財源	
学校給食調理員	学校給食の調理に携わる。	なし	45,476人（教育委員会採用分のみ） ※学校給食実施状況等調査（H30.5.1時点）	任意	—	—	地方交付税措置	外部委託を行うケースもある。
学校医	学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。	医師免許	93,620 ※学校基本調査	必置	非常駐	—	地方交付税措置	

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について③

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
学校歯科医	学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。	歯科医師免許	40,300人 ※学校基本調査	必置	非常駐	—	地方交付税措置	
学校薬剤師	学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。	薬剤師免許	32,704人 ※学校基本調査	必置	非常駐	—	地方交付税措置	
スクールカウンセラー	心理に関する専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を行う。	公認心理師、臨床心理士等	11,544人（R2）	任意	非常駐	週3～4時間、年間35週	1/3予算補助	
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体への体制整備への働き掛けを行う。	社会福祉士、精神保健福祉士等	3,660人（R2）	任意	非常駐	週3時間、年間42週	1/3予算補助	
医療的ケア看護職員	学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する者。	看護師、准看護師、保健師、助産師	3,272人（R3） ※補助実績	任意	非常駐	—	1/3予算補助	
特別支援教育の充実を図るための外部専門家（専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など）	特別支援学校等において、自立活動の個別指導計画の作成や実際の指導に当たったの指導・助言を行う。	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など	775人（R3） ※補助実績	任意	非常駐	—	1/3予算補助	
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動など学校における日常生活の介助や学習支援等のサポートを行う。	なし	66,029人（R3.5.1時点）	任意	常駐又は非常駐	—	地方交付税措置	
GIGAスクールサポーター	学校におけるICT環境整備の初期対応を行う。	なし	3,630人（R3） ※補助実績	任意	非常駐	4校に2名配置 雇用単価／年230万円 配置期間6か月	1/2等予算補助	
情報通信技術支援員（ICT支援員）	教員のICT活用（授業、校務等）の支援を行う。	なし	3,538人（R3.3月時点）	任意	常駐又は非常駐	—	地方交付税措置	

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について④

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等を支援を行う。	なし	22,262人 (H28.4.1時点)	任意	非常駐	—	地方交付税措置	
部活動指導員	教員に代わって顧問を担う、部活動の指導を行う。	なし	6,435人 (R3) ※補助実績	任意	非常駐	週6時間、年間35週	1/3予算補助 ※高等学校等は地方財政措置	
外部指導者（部活動）	部活動における技術指導を行う。	なし	26,631人 (R2)※運動部活動の外部指導者数（中体連・高体連調査）	任意	非常駐	—	なし	
外国語指導助手（ALT）	小学校の外国語活動や、小・中・高等学校の外国語の授業等の補助を行う。	なし	5,234人 (R1.7.1時点) ※JETのみ	任意	非常駐	—	地方交付税措置	R2は新型コロナウイルス感染症の影響により来日中止されたことを受け、R1.7.1時点のものから人数の更新は公表なし
観察実験アシスタント	小学校、中学校における理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整等を、設置者及び配置された学校の指示の下において行う。	なし	2,421人 (R3)※ 補助実績	任意	非常駐	1回3時間 年間60回 等	1/3予算補助	対象：公立・私立の小学校、中学校、特別支援学校（小学部及び中学部）
教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）	教員の負担軽減を図るための教員の業務支援を行う。	なし	17,672人 (R3) ※補助実績	任意	非常駐	週30時間、年間40週 等	1/3予算補助	
学習指導員	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポートを行う。	なし	36,528人 (R3) ※補助実績	任意	非常駐	週12時間、年間35週 等	1/3予算補助	
日本語指導補助者・母語支援員	外国人児童生徒に対し、日本語指導や教科指導における補助、外国人児童生徒や保護者からの教育相談への対応、また、教材や学校便り等の翻訳作業等を行う。	なし	11,374人 (R3) ※市区町村に対する調査の結果による	任意	非常駐	週16時間、年間35週 等	自治体が補助事業を活用して日本語指導補助者、母語支援員を派遣している場合は、1/3予算補助	配置状況等の人数は「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和3年度調査（速報）において把握
スクールガード・リーダー	警察官OB等が学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して、見守り活動上のポイントや不審者への対応等について専門的な指導を行う。	なし	1,575人 (R3) ※補助実績	任意	非常駐	年間42日	1/3予算補助	学校に常駐する職ではなく、市町村が委嘱する有償ボランティアである。

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について⑤

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
スクールロイヤー	学校における諸問題について、法務の専門家として、教育委員会や学校に対し法的なアドバイスなどを行う。	法曹資格等	専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制がある教育委員会の割合、 都道府県 約68% 指定都市 80% 市区町村 約9% (R2年度)	任意	非常駐	—	地方交付税措置	
学校評議員	校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる。	なし	学校評議員を設置している学校数は27,426校（国公私、幼稚園を除く）、 人数は75.0%が3～6人 (H26)	任意	非常駐	—	なし	
学校運営協議会委員	校長の作成した、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項についての基本的な方針を学校運営協議会として承認する。	なし	学校運営協議会を設置している学校は11,580校（幼稚園を除く） (R3.5.1)、委員人数は平均約14人（R2）	努力義務 ※学校運営協議会は教育委員会の下部組織であり、その委員は学校に置かれる者ではない	非常駐	—	地方交付税措置	・公立学校のみ
地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター等）	教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。	なし	31,012人 (R3.5.1時点)	任意 ※概念的には地域と学校とのコーディネート役を担う者であり、学校に置かれるとは限らない。	非常駐	—	1/3予算補助	・委嘱が主である。 ・公立学校のみ補助
放課後子供教室、地域未来塾などの地域学校協働活動に参画する者	子供たちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした、学習や体験・交流活動のほか、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援などを行う。	なし	地域学校協働活動を行う地域学校協働本部の数は11,439本部（R3.5.1時点）	—	—	—	1/3予算補助	

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について⑥

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
土曜学習応援団の賛同企業・団体等	土曜日をはじめとして、夏休み、冬休み、平日の授業や放課後等に出前授業や施設見学等を、企業・団体・大学等に提供してもらい、特色・魅力ある教育活動を推進している。	なし	賛同団体等：873団体（R4.5時点）	—	—	なし	なし	
PTA会員	PTAとは、父母と教師によって、子どもの健やかな育成のために自ら組織する社会教育団体であり、具体的な組織の在り方や活動については、それぞれのPTAが地域の状況等に応じて協議し、決めていく。	なし	公益社団法人日本PTA全国協議会は、約29,000（約820万人）の公立小中学校のPTAで構成 一般社団法人全国高等学校PTA連合会は、約4,000（約215万人）の高等学校で構成	任意		—	なし	
ICT活用教育アドバイザー	学校設置者を対象に学校における教育の情報化に関する専門的な助言や研修支援を行う。	なし	109人（R4.3時点）	※ICT活用教育アドバイザーは、学校設置者等に助言支援を実施する者であり、学校に置かれる者ではない。	非常駐	—	委託事業において助言支援に関する経費を負担	学校設置者による依頼に基づいて助言支援を実施。

※各地方公共団体における全ての実態を網羅的に把握・整理しているものではない。

学校に置かれる担当者（一覧）【概要】

主な根拠	法令における設置の必要性	学習指導関係		生徒指導関係		学校運営関係	
法令	○	教務主任	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	学年主任【再掲】	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	司書教諭【再掲】	◆学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)
		学年主任	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	生徒指導主事	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	保健主事【再掲】	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)
		司書教諭	◆学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)	進路指導主事	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	教職員の労働安全衛生管理担当者(衛生管理者・衛生推進者)	◆労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)等
		保健主事	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)			防火管理者	◆消防法(昭和三十三年法律第八十六号)等
		道徳教育推進教師	◆小学校・中学校学習指導要領(文部科学省)(平成29年3月)等			研修担当*	◆教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)等
通知	—	特別支援教育コーディネーター	○「特別支援教育の推進について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成19年4月1日付)	教育相談コーディネーター	○「児童生徒の教育相談の充実について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成29年2月3日付)	学校給食主任	○学校給食の実施について(文部省管理局通達)(昭和31年6月5日付)
		部活動担当	○「中学校・高等学校における運動部の指導について」(文部省初等中等教育局長通達)(昭和32年5月16日付)	特別支援教育コーディネーター【再掲】	○「特別支援教育の推進について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成19年4月1日付)	地域連携担当	○「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(文部科学事務次官通知)(平成29年3月31日付)
答申、報告書等	—	外国語担当(中核教員)	□「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(中央教育審議会)(平成28年12月21日)	不登校担当	□「不登校児童生徒への支援に関する最終報告 ～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」(不登校に関する調査研究協力者会議)(平成28年7月)	学校安全担当	□第2次学校安全の推進に関する計画(平成29年3月24日閣議決定)
		人権教育担当	□人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)	人権教育担当【再掲】	□人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)	教育実習担当	□「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」(中央教育審議会)(平成18年7月11日)
						学校教育情報セキュリティ・システム担当	□「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(文部科学省)(平成29年10月18日)
						人権教育担当【再掲】	□人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)

※学校において設置する担当者で、法令、通知、答申、報告書等(国(主に文部科学省)から出されているもの)に根拠があるものが対象

※根拠の区分は、◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等

* 指導教員のみ法令で必置

主任等の種類について

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
省令上の主任等	教務主任(17,719人)	教務主任(9,045人)	教務主任(5,172人)	教務主任(1,715人)
	学年主任(70,428人)	学年主任(25,130人)	学年主任(14,282人)	学年主任(4,897人)
	保健主事(17,807人)	保健主事(8,851人)	保健主事(4,311人)	保健主事(1,117人)
		生徒指導主事(9,381人)	生徒指導主事(5,012人)	生徒指導主事(1,375人)
		進路指導主事(9,039人)	進路指導主事(5,081人)	進路指導主事(1,299人)
			学科主任(6,073人)	学科主任(377人)
			農場長(326人)	農場長(3人)
各教育委員会等により置かれている主任等の例	分校主任、研究主任(研修主任)、防災主任、寮務主任、図書主任、小学校の生徒指導主事			
			寮務主任(274人)	

公立学校教員の人事評価制度について

(1) 人事評価制度の概要

- 能力・実績に基づく人事管理を徹底し、より高い能力を持った公務員を育成するとともに組織全体の士気高揚、公務効率の向上を通じて、住民サービス向上を図る目的で、平成26年5月、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成26年法律第34号）が成立し、人事評価制度が導入された（平成28年4月1日施行）。
- 教員の能力と業績を適正に評価し、評価結果が処遇上も報われるようにすることは、教員全体への信頼性を高め、頑張る教員を励まし応援していく上で重要。
- 公立学校の教員のうち、県費負担教職員の任命権者は都道府県教育委員会であるが、人事評価については、都道府県教育委員会の計画の下に市町村教育委員会が行うものとされている。（地教行法第44条）

人事評価制度のポイント

- ①「能力評価」と「業績評価」の2つを実施
- ②人事評価の結果は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用される

能力評価

職員が職務を遂行するにあたり発揮した能力を把握

（項目例）責任感、連携・協働姿勢、リーダーシップ（管理職）、知識・技能、企画・計画力、判断力、規律性など

業績評価

職員が果たすべき職務をどの程度達成したかという業績を把握

（項目例）教育成果、工夫改善、効率性、指導育成実績（管理職）、など

※人事評価は、公正に（地公法第23条第1項）、定期的に（地公法第23条の2第1項）行わなければならない。

(2) 人事評価結果の活用

- 任命権者である教育委員会は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている。（地公法第23条第2項）
- 人事評価結果の活用状況は右記の通り。（対象：47都道府県・20指定都市）

活用分野	教諭等	管理職
昇任	32県7市	32県7市
昇格・降給	39県16市	40県18市
勤勉手当	39県14市	39県18市
免職・降任	18県4市	20県4市
配置転換	18県6市	16県4市
研修	26県7市	23県7市

活用分野	教諭等	管理職
人材育成・資質向上等	32県12市	30県12市
表彰	18県6市	16県3市
条件附採用期間の勤務状況判定	26県10市	6県2市
指導改善研修の認定	19県7市	-
再任用の決定	8県5市	7県5市

出典：平成30年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省調べ）
（管理職：校長、副校長、教頭 教諭等：管理職以外の教育職員）

学校管理職養成等に関する教職大学院の取組事例

※国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する取組状況について～グッドプラクティスの共有と発信に向けた事例集～（平成30年7月文部科学省）更新版

【兵庫教育大学】外部との連携による学校管理職・教育行政トップリーダーの養成・研修等

- 全国に先駆け教職大学院に教育政策リーダーコースを設置し、教育長等教育行政職幹部職員の養成・研修を実施
- 教育長をはじめ教育行政幹部職員及び学校管理職を対象とした「教育行政トップリーダーセミナー」を全国主要都市で開催（参加者：H29～R2年 448人）
- 平成16年度から兵庫県と共催で新任の教頭・指導主事等管理職を対象とした「学校管理職・教育行政職特別研修」を実施（毎年度約250人が受講、受講者総数は4,000人を超える）。また、教職大学院学校経営コースのカリキュラムに研修の成果を一部反映
- 県内の教育委員会において、ミドルリーダー育成に対応する研修を実施
- 学校管理職の組織運営能力を向上させるプログラムを開発し、学校管理職マネジメント研修として、都道府県教育委員会や教育センター等と共催して実施
- 学校管理職リーダーシップ研修及び教員マネジメント研修を開発し全国で実施
- 平成29年度から地元の自治体との連携による子育て支援ルーム「かとうGENKi」を設置し、地域の子どもの健やかな育ちを支援（令和元年度利用者数延べ 4,844人）

教育行政トップリーダーセミナー



兵庫県・神戸市と共催の「学校管理職・教育行政職特別研修」



【岐阜大学】教育委員会と連携した学校管理職の養成

1 背景

高度化・複雑化する教育課題を解決する学校管理職の力量向上が求められている。岐阜大学教職大学院は岐阜県教育委員会と連携して、任用前の養成と任用後の研修という体系的なシステムとコンテンツを開発した。

2 岐阜県教育委員会と連携した取組

●学校管理職任用前の養成

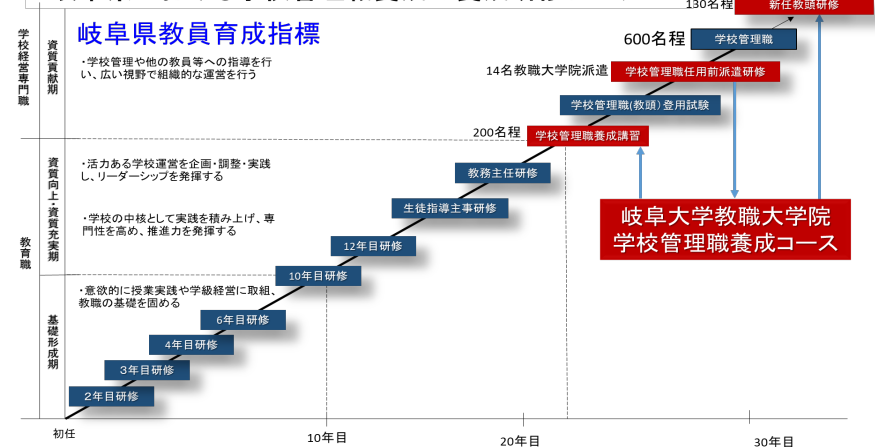
- ①教職大学院の再編：県教委からの学校管理職候補者（教頭登用試験合格者等）の派遣教員を対象とした「学校管理職養成コース」を設置。教頭のコンピテンシーを養成するための教育行政実習や学校経営実習を開発。
- ②岐阜県の教員研修：新任主幹教諭への悉皆研修として、学校管理職養成講習を開始。希望者に科目等履修制度により教職大学院の単位付与。

●学校管理職任用後の研修：新任教頭研修（職能開発演習）を実施。

3 取組の効果

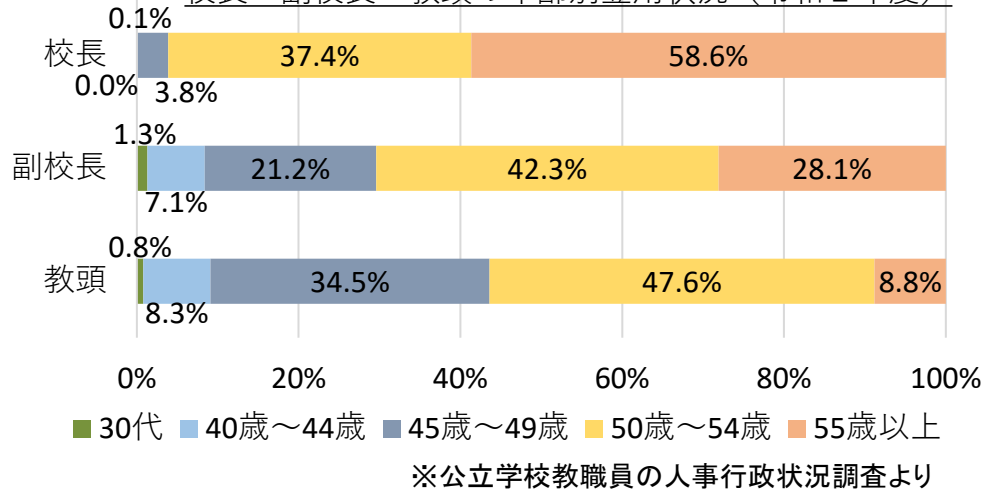
所属長や受講者評価から、課題解決力の向上が認められた。

岐阜県における学校管理職養成の養成研修システム

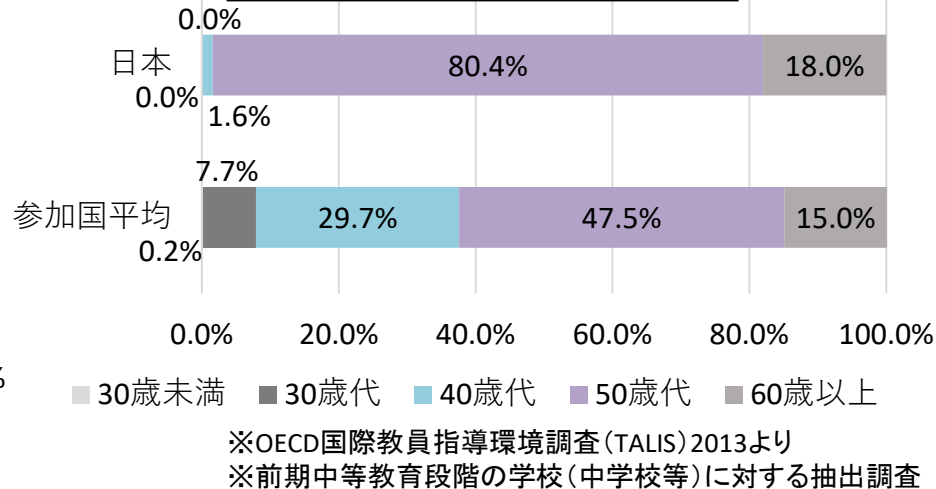


実力に応じた学校管理職の登用

校長・副校長・教頭の年齢別登用状況（令和2年度）

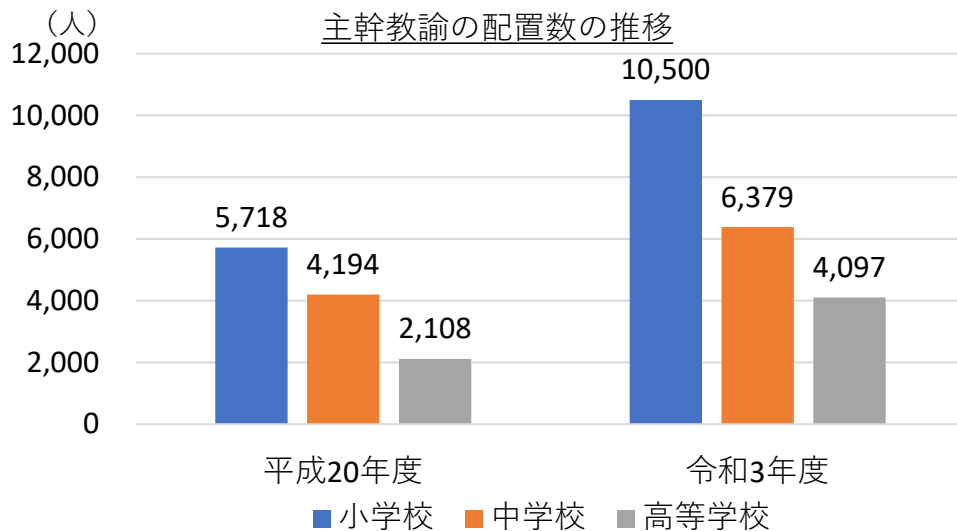


校長の年齢層別の割合（国際比較）



主幹教諭の配置促進

主幹教諭の配置数の推移



現在の学校での校長の勤務年数（国際比較、設置者別）

	国公立	私立
日本	2.4年	6.5年
参加国平均	6.4年	7.7年

※OECD国際教員指導環境調査(TALIS)2018 Vol.2より
※前期中等教育段階の学校(中学校等)に対する抽出調査

校長の処遇に関するデータ（国際比較、設置者別）

校長の職務に対して支払われる給与への満足度

	国公立	私立
日本	25.4%	74.4%
参加国平均	43.8%	66.1%

※「職務に対して支払われる給与に満足している」について「当てはまる」又は「非常に良く当てはまる」と回答した校長の割合

【参考】日本の校長の平均給料月額（中学校）：約44万7千円

※諸手当及び調整額は含まない。

（出典）学校教員統計調査（令和元年度）

校長の給与以外の雇用条件に対する満足度

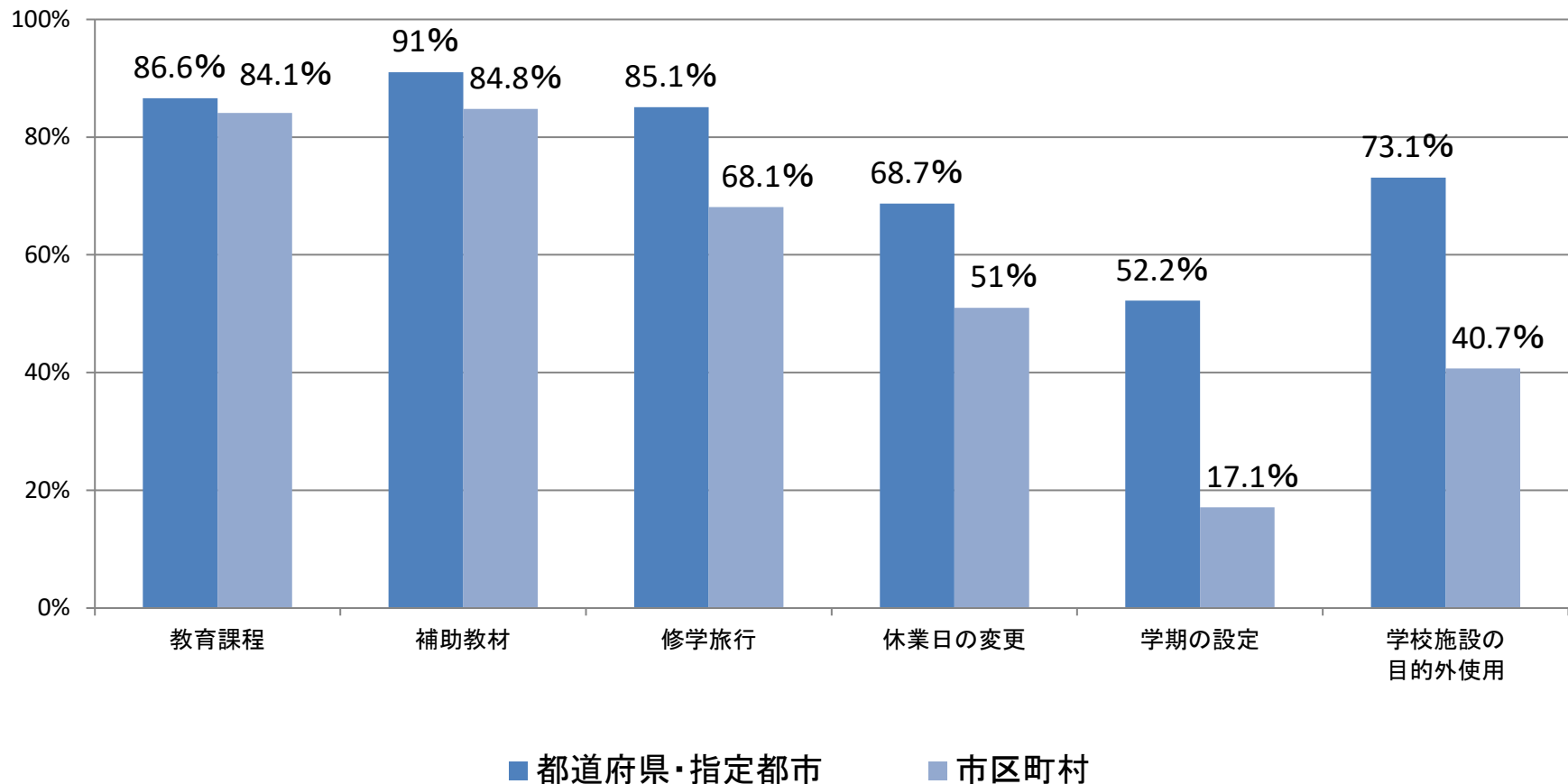
	国公立	私立
日本	47.1%	67.8%
参加国平均	62.8%	78.9%

※校長の給与以外の雇用条件に満足しているかに対して「当てはまる」又は「非常に良く当てはまる」と回答した校長の割合

※給与以外の雇用条件の例：福利厚生、勤務時間

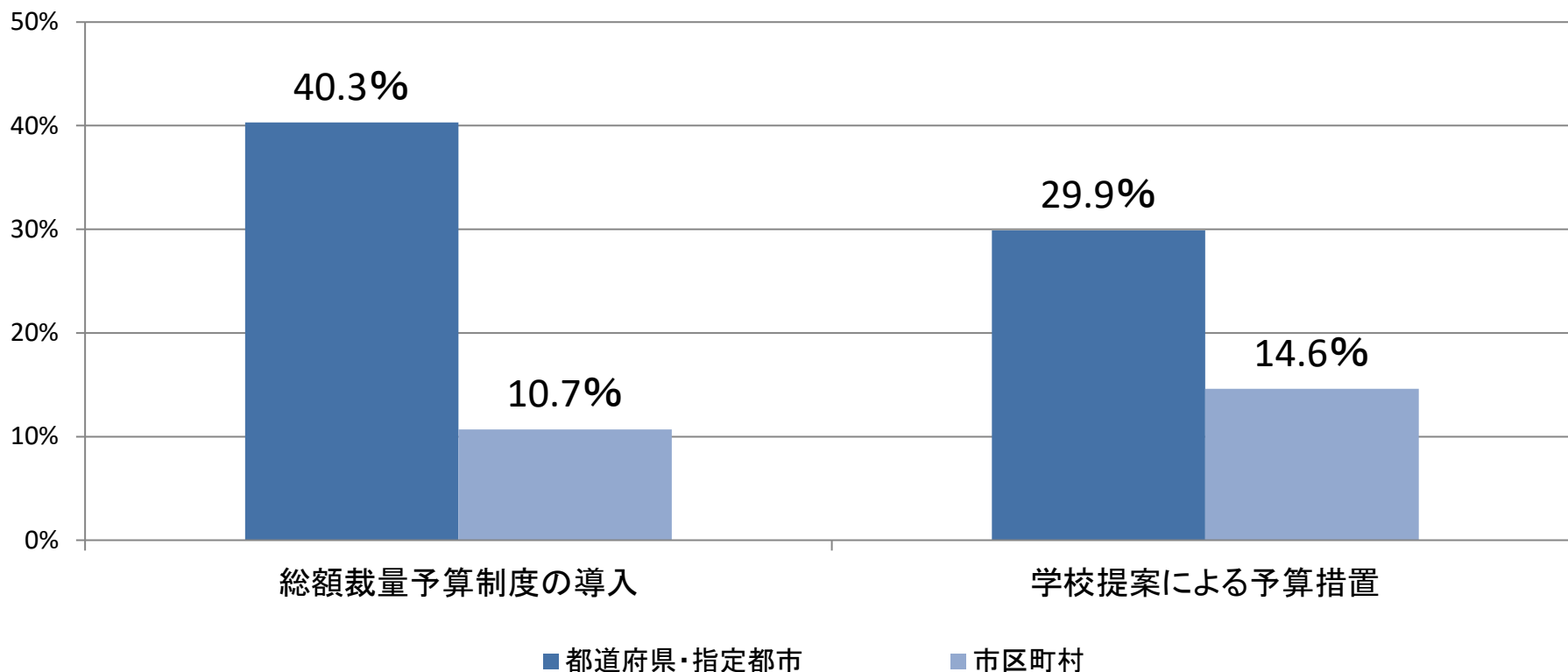
学校の裁量拡大① 学校管理規則の見直し状況

○ 各学校において、教育課程の編成、副教材の使用、宿泊を伴う学校行事の決定、休業日の変更、学期の設定等を行う際に、許可あるいは承認による関与を行わない教育委員会の割合は以下のとおり。



学校の裁量拡大② 学校裁量予算に関する取組状況

- 学校配当予算の総額が予算項目ごとではなく、総枠として学校に配当される総額裁量予算制度を導入している教育委員会は、都道府県・指定都市で40.3%、市町村で10.7%。
- 学校が企画提案した独自の取組について査定し、特別の予算を措置したりするなどの取組を行う教育委員会は都道府県・指定都市で29.9%、市町村で14.6%となっている。



学校評価について

制度概要

平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により規定。

【目的】

各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、

- ① 学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、
- ② 各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、
- ③ 学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

	内容	法令上の位置づけ	
自己評価	○各学校の教職員が自ら行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○公表の義務
学校関係者評価	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価	○実施の努力義務 ○(実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務	○公表の努力義務
第三者評価	○外部の専門家により、専門的視点から行う評価		

学校評価の現状と課題 ～学校評価等実施状況調査（平成26年度間）から～

○保護者や地域住民による学校関係者評価の実施率は、前回調査時（23年度間）に比べて上昇。

【公立学校93.7%→96.0% 国公立学校合計：83.9%→85.7%】

○一方、94.4%の学校が「学校運営の組織的・継続的改善」において「効果があった」と回答したものの、このうち「大いに効果があった」は20.3%に留まっていることから、**実効性を高めることが今後の課題。**

（参考）

○自己評価実施率（公立：99.9%、国立：100%、私立：83.8%、国公立合計：96.7%）

○学校関係者評価実施率（公立：96.0%、国立：95.0%、私立：44.8%、国公立合計：85.7%）

教育委員会に求められる役割

① 明確な方針の策定

- ・明確な学校教育に関する方針を策定し、各学校の評価目標との関連を図る
- ・各学校の創意工夫に満ちた主体的な取組を尊重しつつ、**統一的な様式や共通評価項目、スケジュール等を例示するなど、各学校の取組を推進する**

② 学校評価に関する好事例の普及と人材育成

③ 評価結果を踏まえた学校運営の改善・充実

- ・各学校の学校評価が適切に行われているか検証し、学校評価を通じた学校運営改善が円滑に進むよう必要な**指導・助言**を行う
- ・学校評価の結果等を踏まえ、学校に対する**支援や条件整備等の改善**を行う

文部科学省の取組

○各学校や設置者の取組の参考となるよう学校評価ガイドラインを策定（平成22年7月）。

○学校評価の充実・改善に関する調査研究を意欲ある教育委員会等に委託し、**実践的な取組例**を取りまとめ、普及。（平成25年度：8教育委員会）

○小中一貫教育を実施する学校における学校評価の留意点を盛り込んだ**学校評価ガイドライン**を改定（平成28年3月）。

各学校における取組の充実

実効性の高い評価とは、教育活動や教育水準の向上、子供の成長につながっているという**有用感のある取組**。そのための参考となる学校による取組例として以下がある。

(1) 学校内における取組の充実

- ① 学校評価における目標の系統化・重点化
- ② 全教職員の参加と協働による学校評価の実施
- ③ 効率的・効果的な学校評価を行う体制づくり（ICTの活用、学校事務職員の活用等）

(2) 学校関係者との連携、協働の推進

- ① 情報提供の充実による学校への理解促進と連携強化（HPの充実、学校に触れる機会の提供等）
- ② 学校関係者評価委員会の運営の工夫等（学校の現状や課題、改善の手立ての明示等）
- ③ 外部アンケート等の工夫（項目の精選、学校の持つ指標・データと対比して活用等）

参考

◇文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm 文部科学省HP トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 学校評価について

◇学校評価ガイドライン(平成22年改訂、平成28年改訂)

◇地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について(報告) (平成24年3月12日 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 学校評価WG)

◇学校評価の取組事例(リンク集) ◇平成24年度 実効性の高い学校評価・情報提供の充実・改善等に向けた取組事業成果報告書(概観版)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員

(委員) 10~15人程度
・地域住民
・保護者
・地域学校協働活動推進員 など



校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動



意見

学校運営
教職員の任用

説明

承認

説明

意見

任命

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員

地域と学校(学校運営協議会)をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

地域学校協働活動推進員

地域住民等の参画を得て、放課後等における学習支援
・体験活動や授業補助、校内清掃、登下校対応、部活
補助などの学校における協力活動を実施

保護者

地域住民

PTA

社会教育
団体・施設

文化・スポーツ
団体

企業・NPO

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」
を形成した地域学校協働活動を推進する体制

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）に関する教育委員会の役割

学校運営協議会は教育委員会が設置する機関であり、学校運営協議会に関する業務は教育委員会が主体となって担う。

○学校運営協議会に関する教育委員会の主な事務

- 教育委員会規則の制定
（学校運営協議会の設置、委員の任免の手續及び任期、運営に関し必要な事項など）
- 学校運営協議会委員の任命、解任
- 学校運営協議会の運営に係る予算措置、支出（委員報酬など）
- 学校運営協議会の運営に係る事務
（委員や学校等との連絡調整、資料作成、会議準備、議事録作成、広報・HP更新など）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5（抄）

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。

（略）

2 **学校運営協議会の委員**は、次に掲げる者について、**教育委員会が任命**する。

（略）

9 **教育委員会は**、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該**学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。**

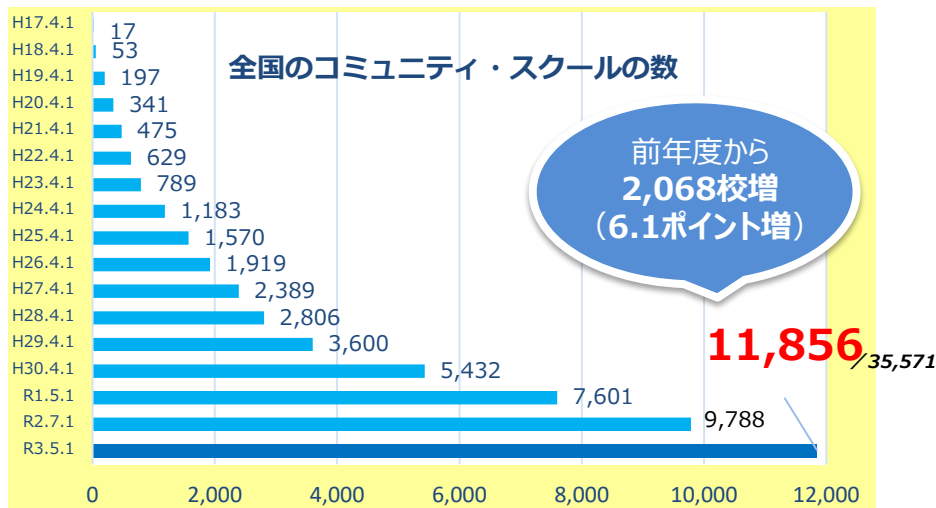
10 **学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項**については、**教育委員会規則で定める。**

全国の導入状況（コミュニティ・スクール） 一学校数一

学校運営協議会を設置している学校数： 46都道府県内 **11,856**校（令和3年5月1日現在）

（幼稚園276、小学校7,051、中学校3,339、義務教育学校95、高等学校809、中等教育学校4、特別支援学校286）

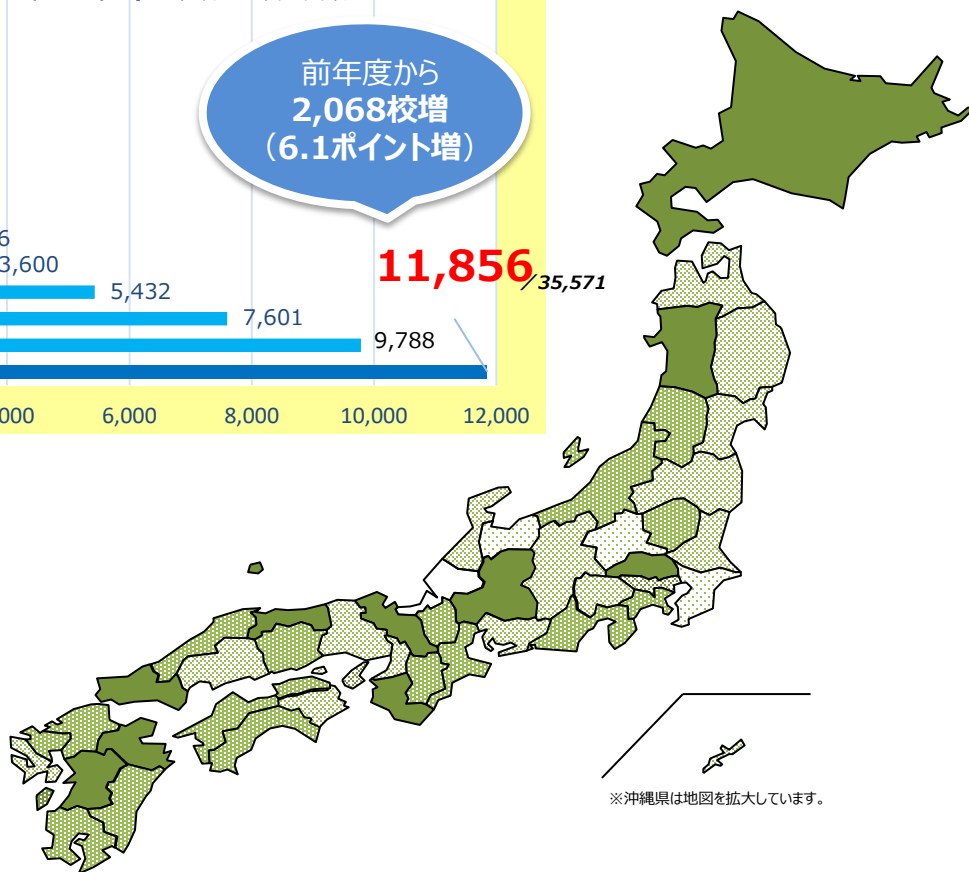
全国の学校のうち、**33.3%**がコミュニティ・スクールを導入



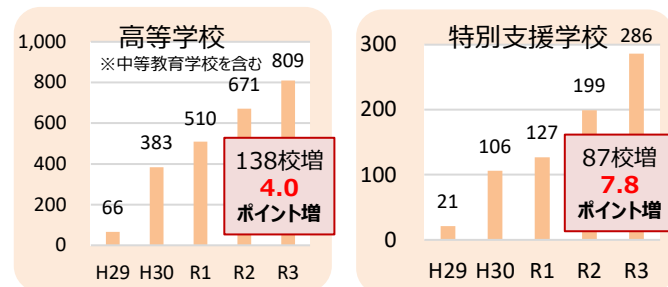
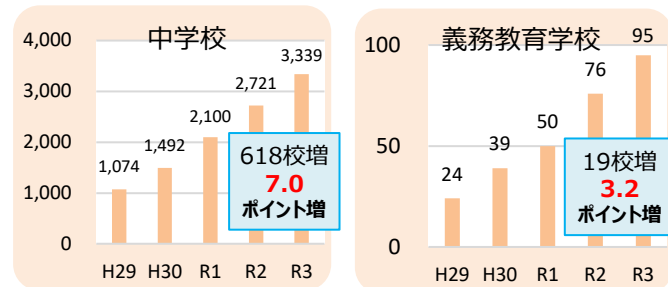
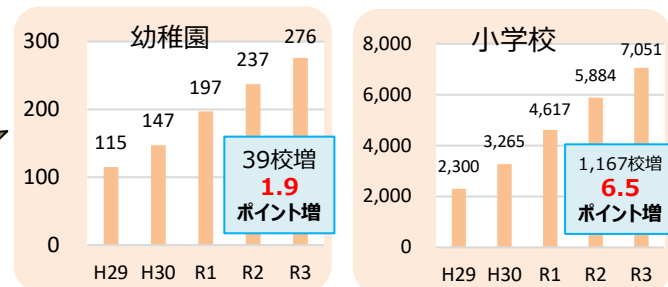
コミュニティ・スクールを導入している学校の割合

【設置率】※

- 50%以上 ... ●
- 30%以上 ... ●
- 10%以上 ... ●
- 10%未満 ... ○
- 設置なし ... ○



校種別設置状況



12.3倍

13.6倍

39

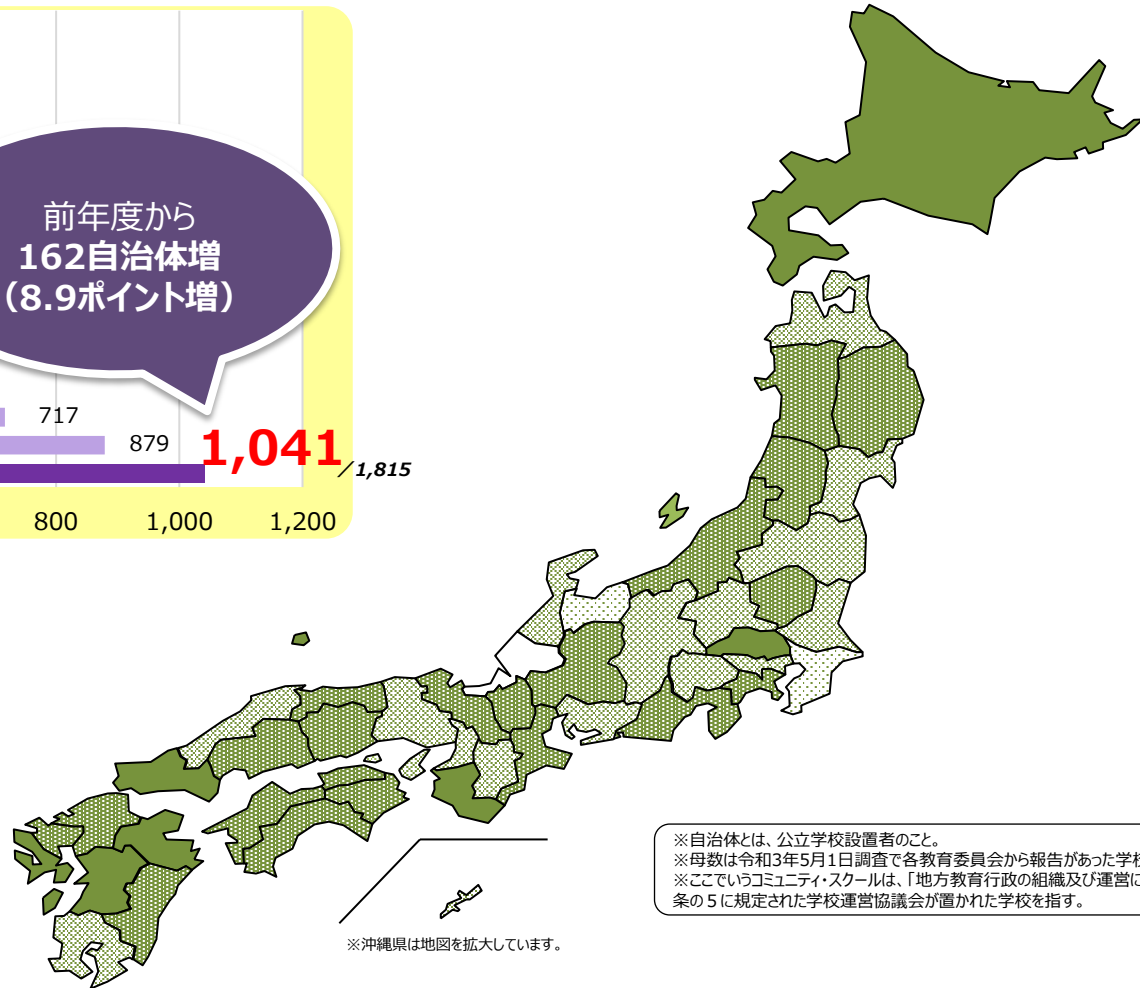
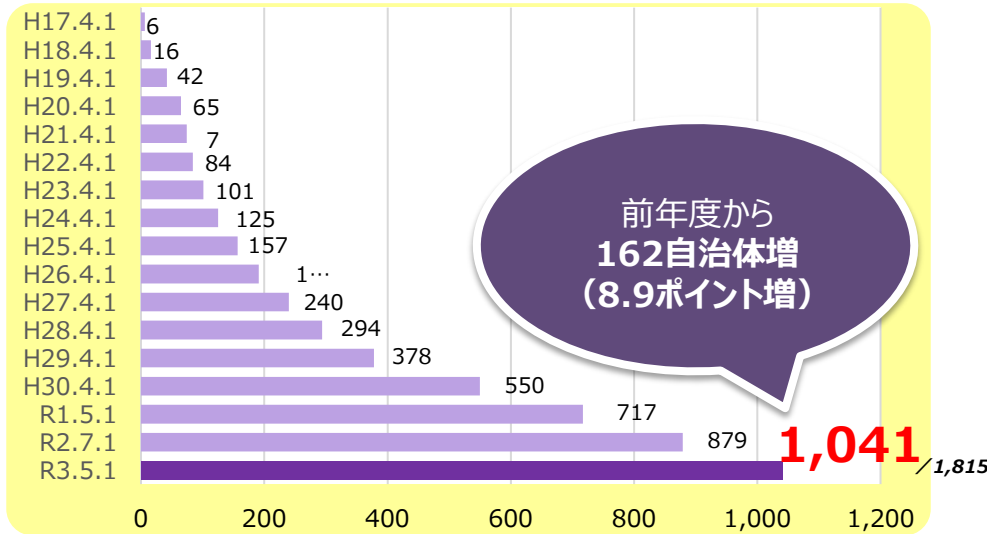
※母数は令和3年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。

※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

全国の導入状況（コミュニティ・スクール） -自治体数-

コミュニティ・スクールを導入している自治体数： 46都道府県内 **1,041**自治体（令和3年5月1日現在）
 （32道府県、998市区町村、11学校組合）

全国の自治体※のうち、**57.4%**がコミュニティ・スクールを導入



コミュニティ・スクールを導入している自治体の割合

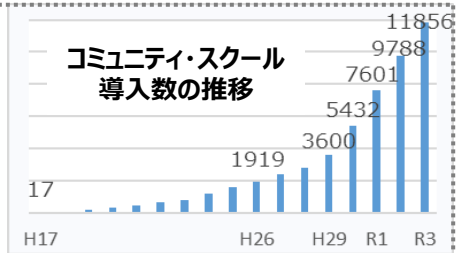
【設置率】※

- 80%以上 ... ●
- 50%以上 ... ●
- 20%以上 ... ●
- 20%未満 ... ●
- 設置なし ... ○

経緯：平成29年の地教行法改正法附則において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
- 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等） → 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等） → 関係者の更なる理解促進が必要

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、**教育長のリーダーシップ**の下、**教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現**

【取組の方向性】

(1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

(2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う 地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

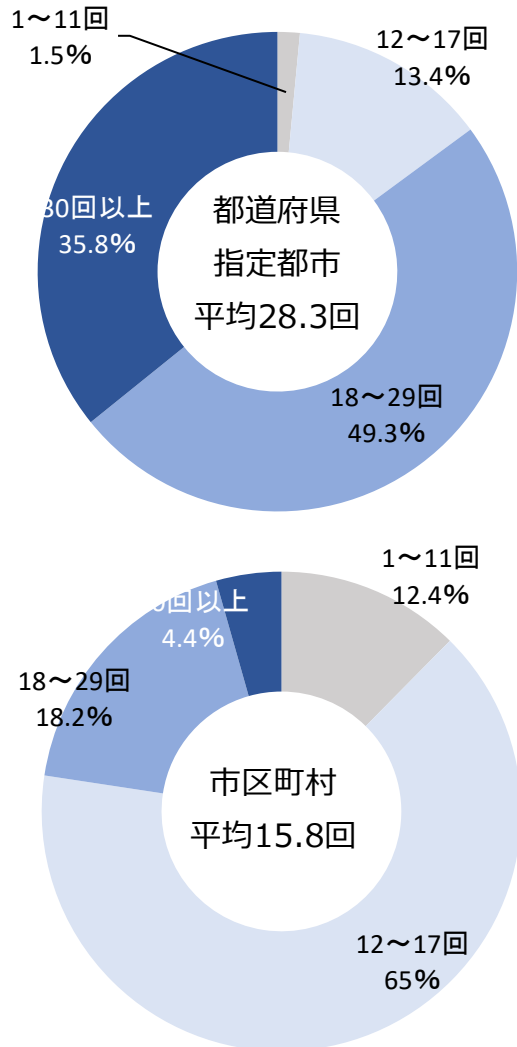
- **教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援**（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
- **教育委員会の伴走支援体制構築の支援**（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等）
- **コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進**（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、**地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現**

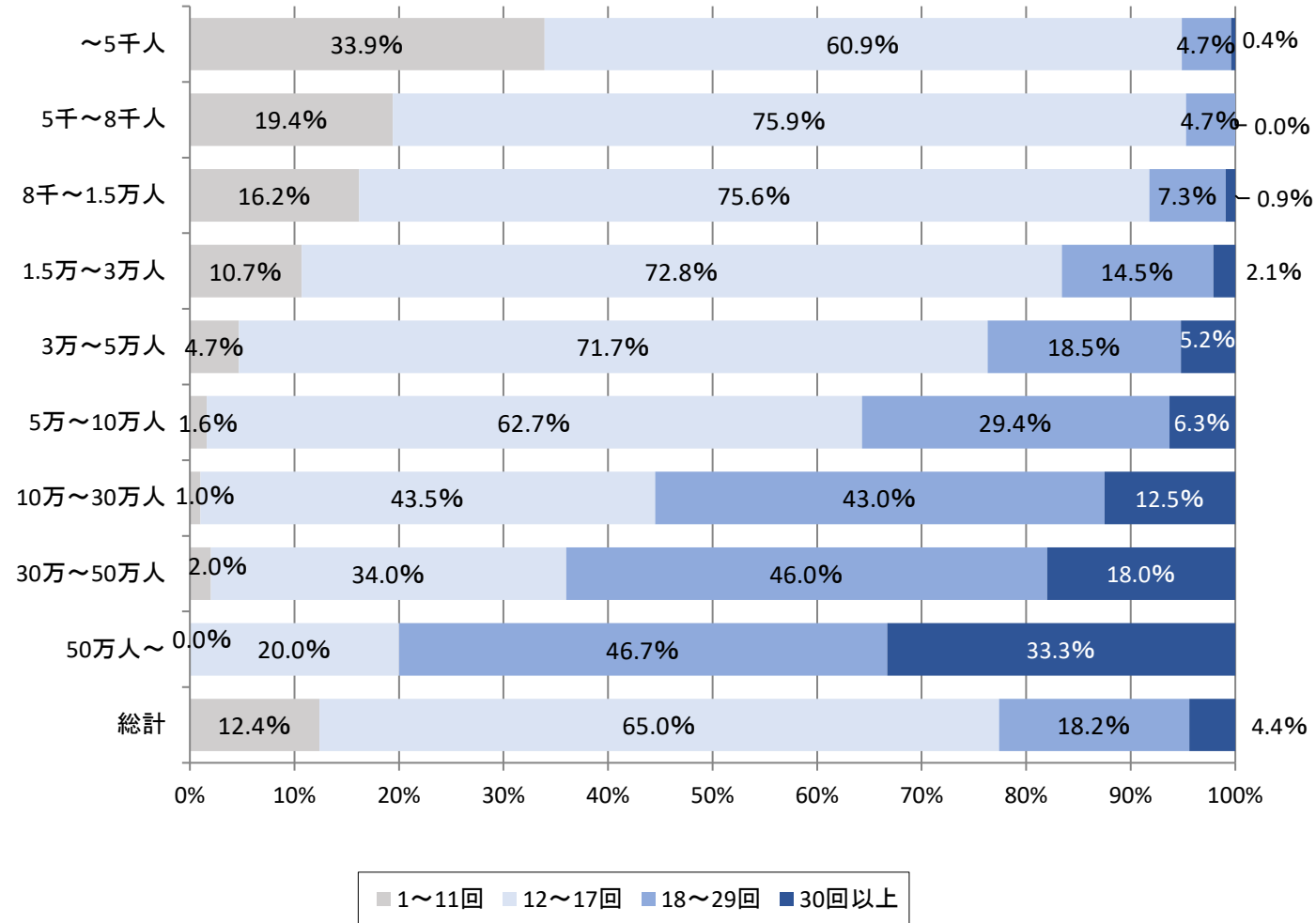
IV. 平成26年地方教育行政法改正を踏まえた 首長部局との効果的な連携関係

教育委員会会議の状況① 開催状況

(1) 教育委員会会議の開催回数
※委員協議会等を含む



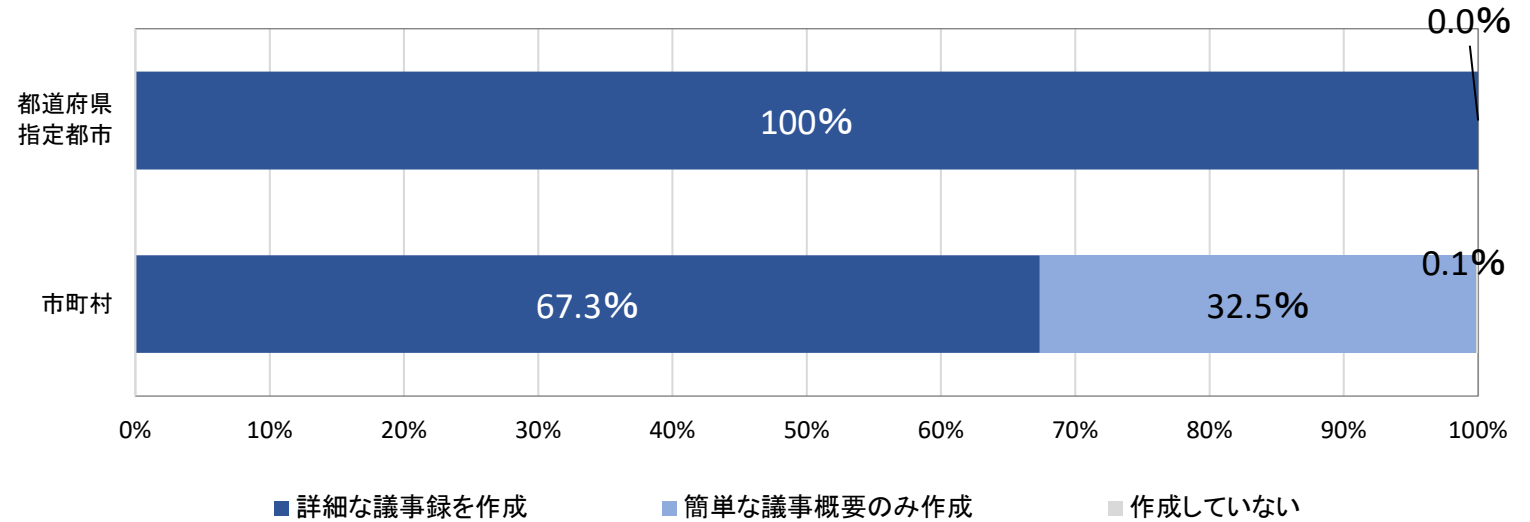
(2) 市町村規模別データ



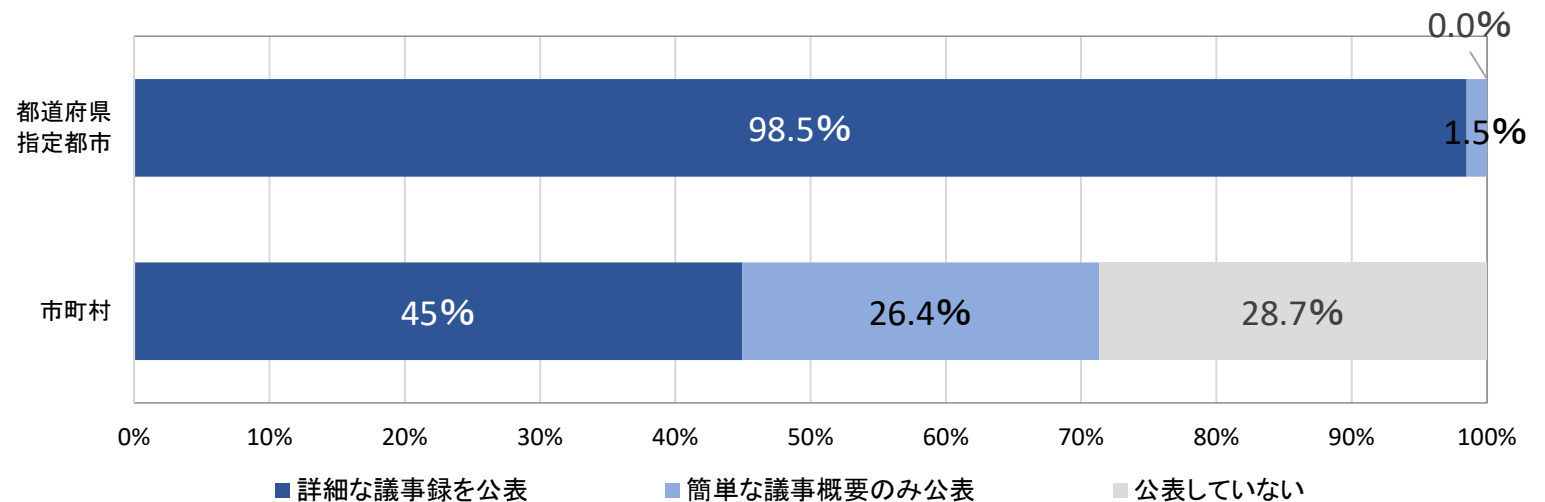
※構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

教育委員会会議の状況② 議事録等の作成・公表

(1) 議事録等の作成



(2) 議事録等の公表



教育委員会会議の状況③ 教育委員会会議の運営上の工夫等

(1) 教育委員会会議の運営上の工夫

	都道府県 指定都市	市町村
土日・祝日の開催	3.0%	3.0%
夕方以降の時間帯（17:00～）の開催	13.4%	12.2%
傍聴者が多数入場できる大規模な会場での開催	35.8%	18.9%
移動（出張）教育委員会の開催及びそれに準ずるもの	11.9%	13.3%
教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知	98.5%	45.1%

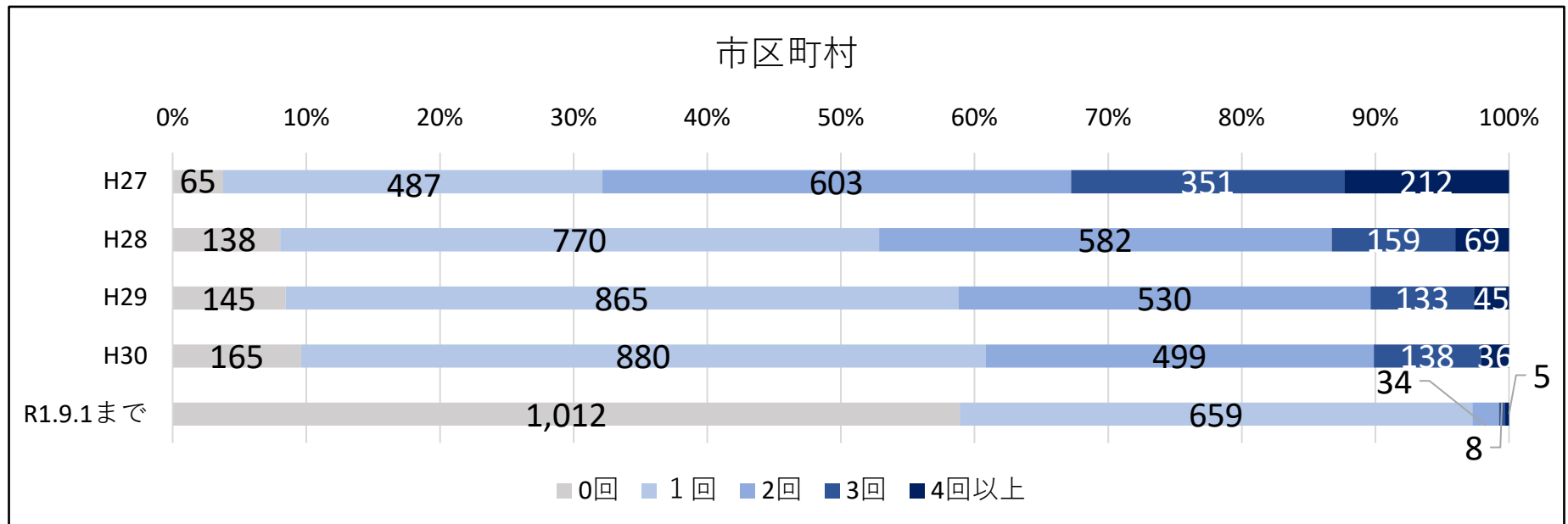
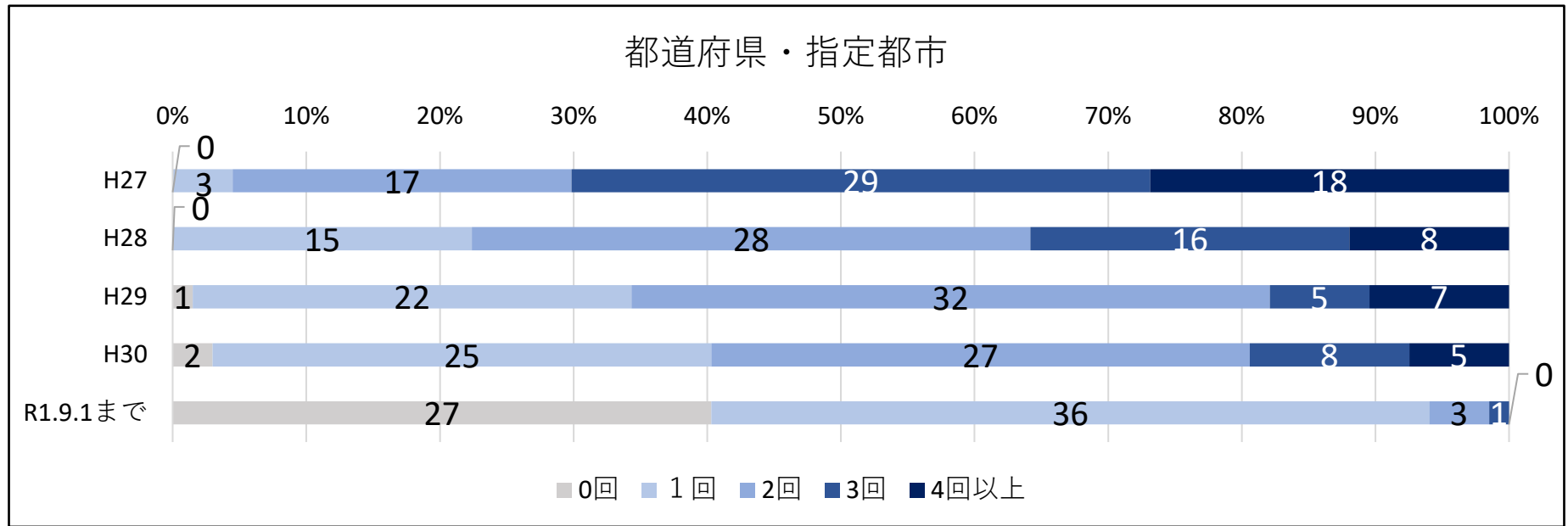
(2) 活発に議論できるような取組の工夫

	都道府県 指定都市	市町村
教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催	71.6%	13.6%
教育委員会会議では、議案の承認にとどまらず、委員からの提案に基づき議題を設定	1.5%	8.0%
教育委員会会議開催前の事前資料の配布	97.0%	72.8%
委員の要望に応じ、教育委員向けの勉強会や意見交換会を開催	68.7%	18.9%

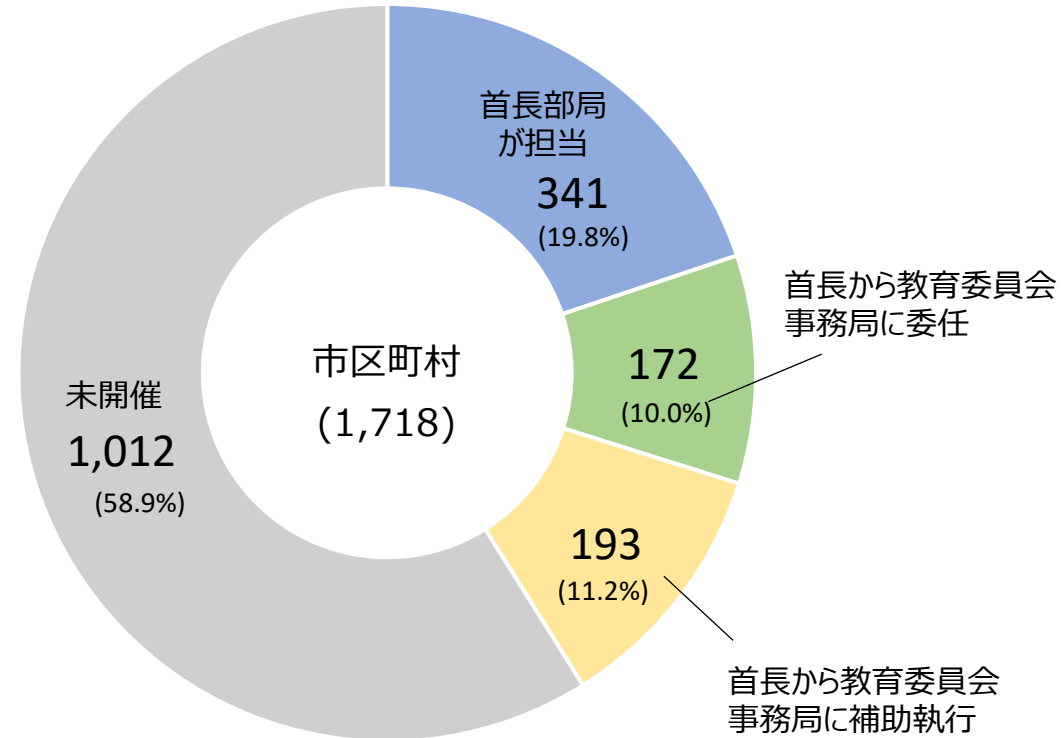
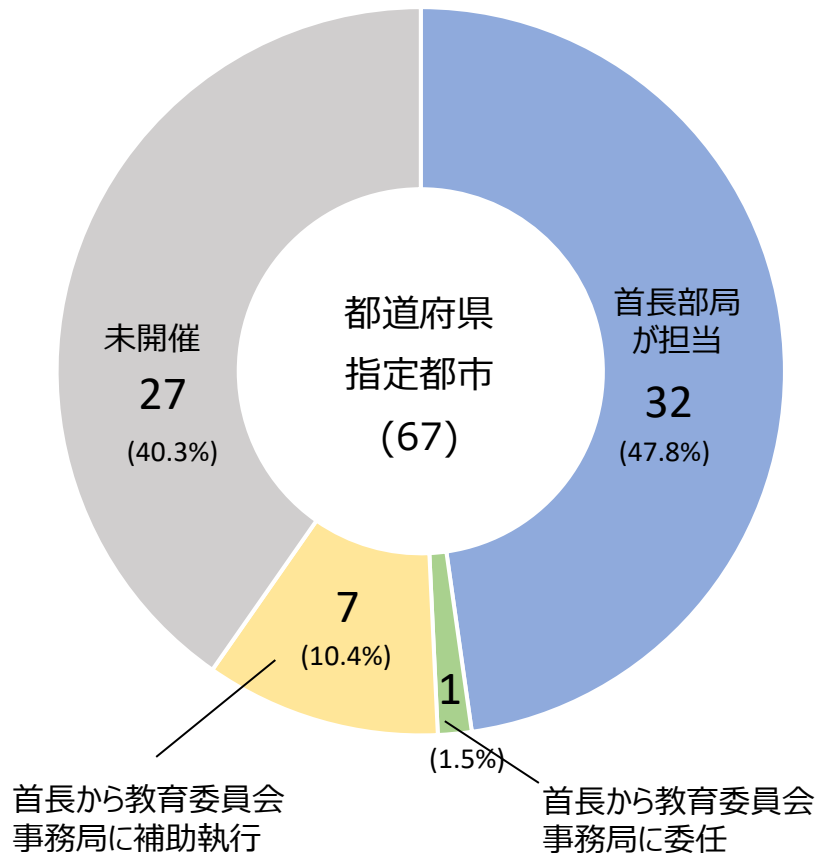
○その他の工夫の例

- ・ 教育委員協議会での勉強会や、学校等教育機関の視察を定期的を実施
- ・ 市町村教育委員会委員や県議会議員と県教育委員会委員との意見交換会を実施
- ・ 教育委員会の資料を事前に委員に提供
- ・ 教育委員若しくは事務局が提案した特定課題について、事務局担当課から教育委員に説明し、意見交換する機会を設けるなど、教育委員による調査研究活動の充実を図っている。
- ・ 重要な議案の議決を諮る際には、その前月の会議などで「協議」として提案し、教育委員からの意見を議案に反映できるように努めている。

総合教育会議の状況① 開催状況

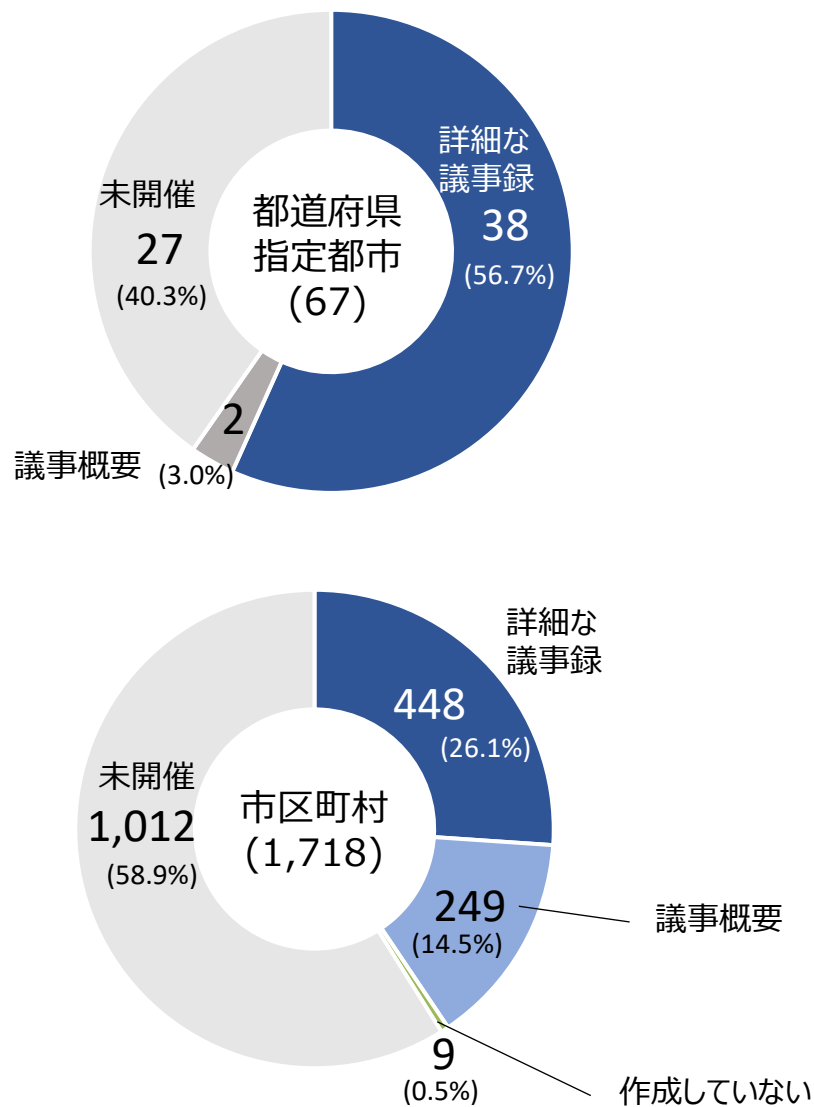


総合教育会議の状況② 事務局の担当部局

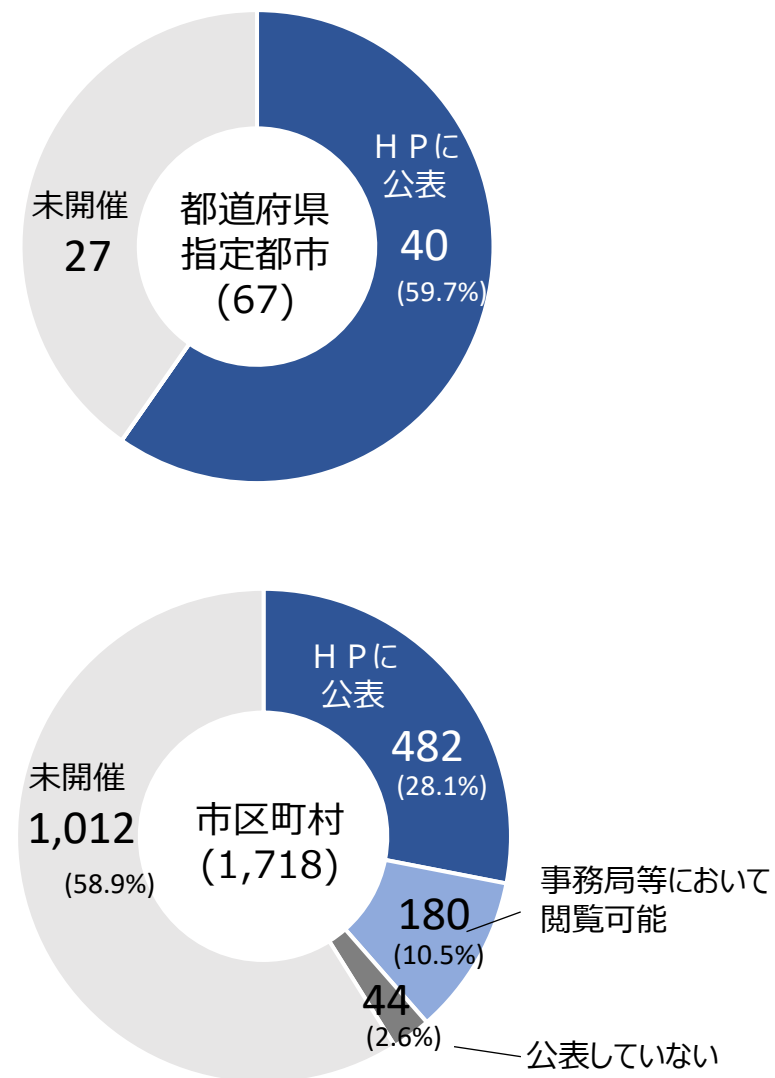


総合教育会議の状況③ 議事録等の作成・公表

(1) 議事録等の作成



(2) 議事録等の公表

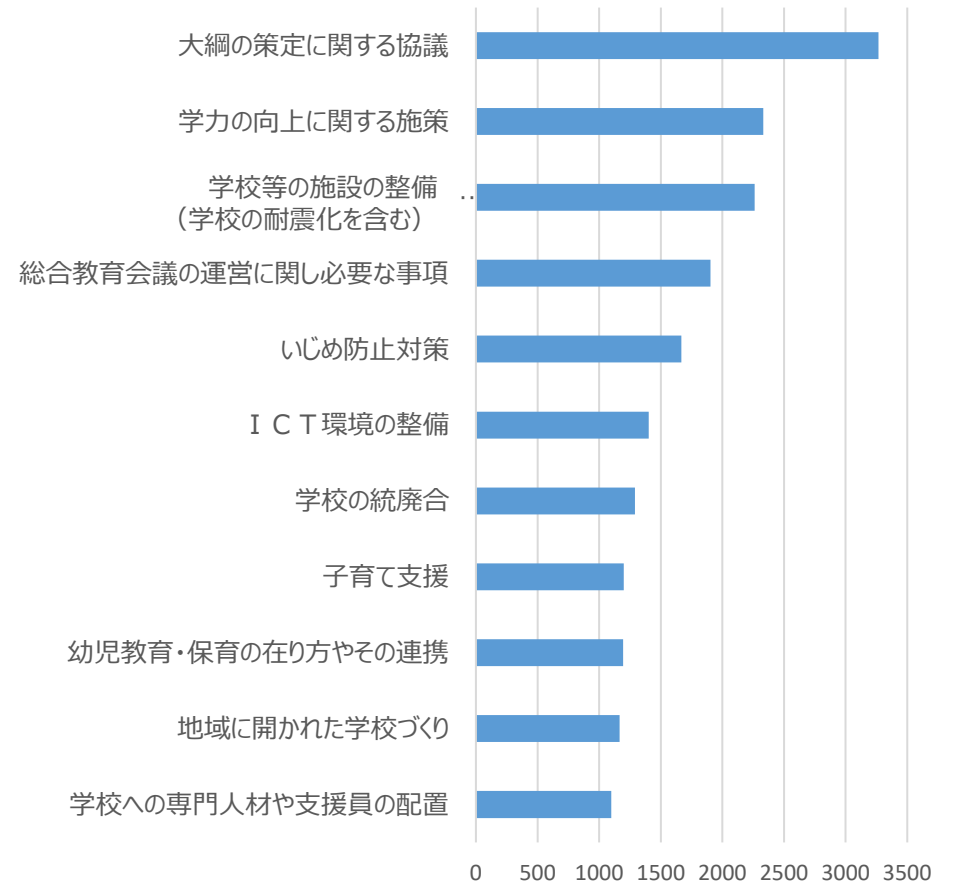
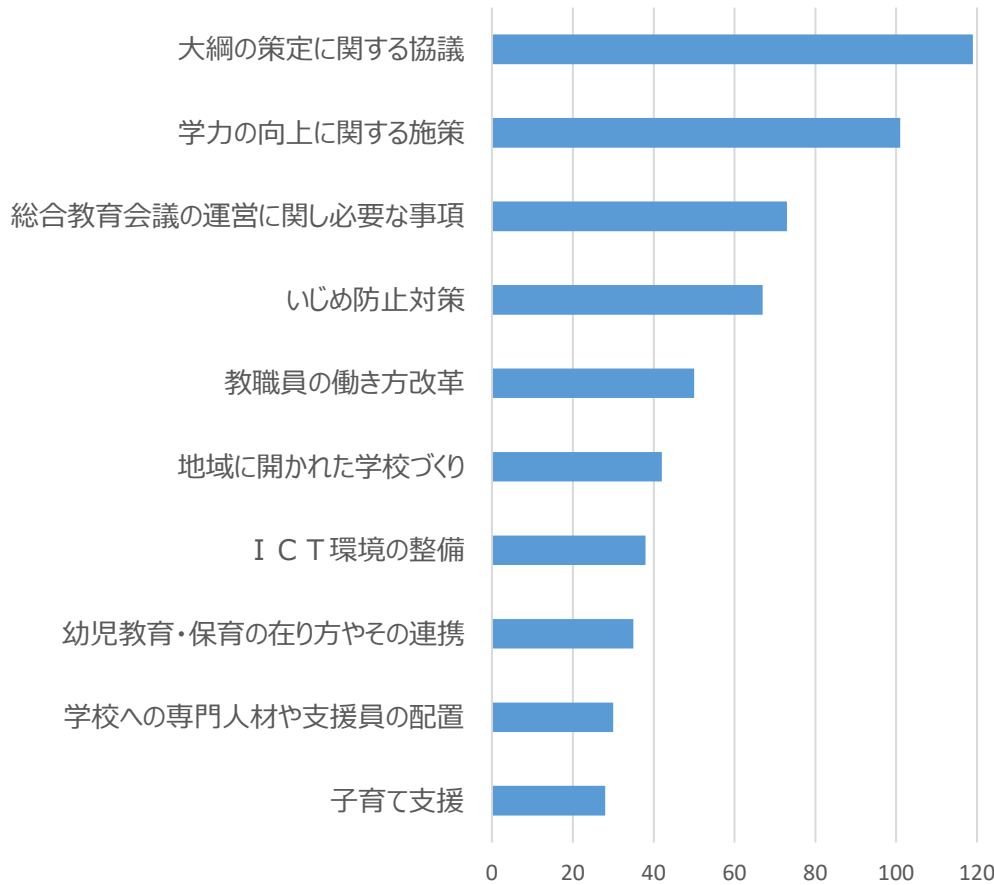


総合教育会議の状況④ 会議内容

※平成27年度～令和元年9月1日までに開催された総合教育会議の内容を集計したもの

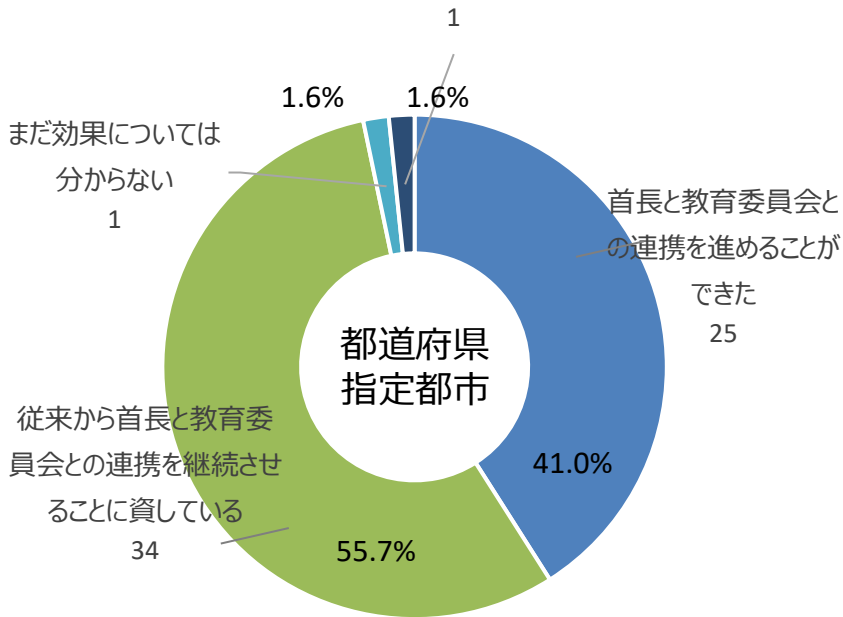
都道府県・指定都市 教育委員会

市町村教育委員会

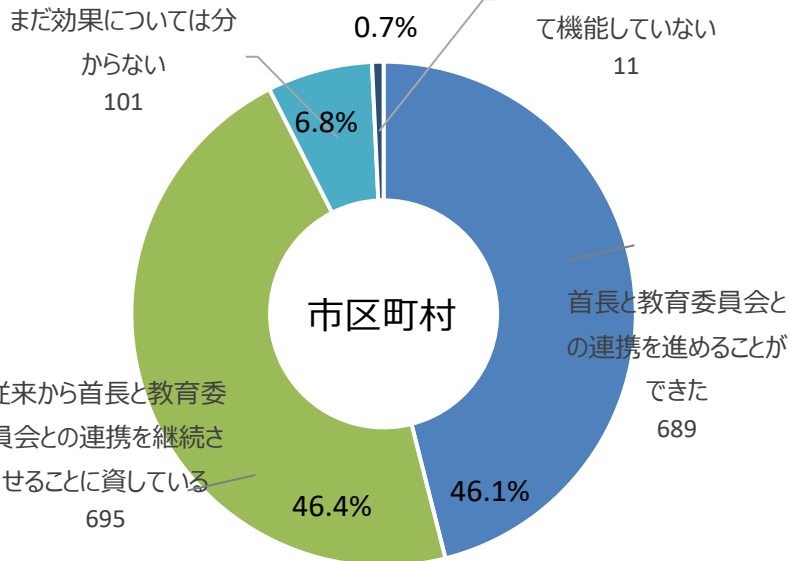


総合教育会議の状況⑤ 総合教育会議を通じた首長部局との連携

首長と教育委員会との連携を進める手段として機能していない



首長と教育委員会との連携を進める手段として機能していない



【1. 都道府県・指定都市教育委員会における主な成果事例】

- 総合教育会議において、本県の最重要課題である人口減少の克服や地方創生の実現ために必要な教育分野における課題等について、首長と教育委員が課題意識を共有しながら、教育大綱に基づき重点的に講ずべき施策を協議し、翌年度の「重点取組方針」を定めている。これにより、幼児教育・保育の充実、インクルーシブ教育の充実、教育のICT化やコミュニティ・スクールの取組の充実、新たな学びを先導していくための体制整備等に対応した予算が編成され、課題の克服に向けた事業等の実施が実現している。
- いじめ問題に対する対応について議論することにより、令和3年4月より第三者委員会の常設化が実現した。これにより、いじめ判明直後から迅速な初動調査が可能となった。
- 総合教育会議において、ICT活用支援のために外部人材を活用することが提案された。この提案を踏まえ、首長部局政策調整担当と連携してデジタルに関する知見を有した民間専門人材プロジェクトマネージャーを全国公募し、GIGAスクール構想の実現に向けた教職員のICT活用や児童生徒の情報活用能力向上に関する助言、情報モラル教育の充実への支援策の提案を行う「情報化推進アドバイザー」を配置した。
- 総合教育会議において、学校施設における避難所活用に関することを議論することにより、体育館や学校施設における障がい者用トイレや和式トイレを洋式トイレへ改修するための予算が措置された。

【2. 市町村教育委員会における主な成果事例】

- 子どもの成長や発達に応じた支援体制の在り方を議論することにより、福祉部局との連携が強固になり、福祉・教育の両方を包括的に支援する支援センターの設置につながった。
- 教員の多忙さの解消と子どもへのきめ細かな教育の取り組みのための協議を行い、人的体制の整備が進んだ。
- 少子化による児童生徒の減少に伴う教育課題を議論することにより、市長と教育委員会が情報共有することで目指すべき方向を確認し、中学校統廃合（令和4年度～）の実施につながった。
- こども園、小学校、中学校へと幼少期からの外国語活動を通して慣れ親しみ、スムーズな英語教育を推進するため、A L Tの増員と英語指導員の配置を行った。

こどもと社会との「アクセスポイント」である学校を生かした取組例について

学校は、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識された。特に、全人格的な発達・成長の保障、居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割は、日本型学校教育の強みであることに留意する必要がある。

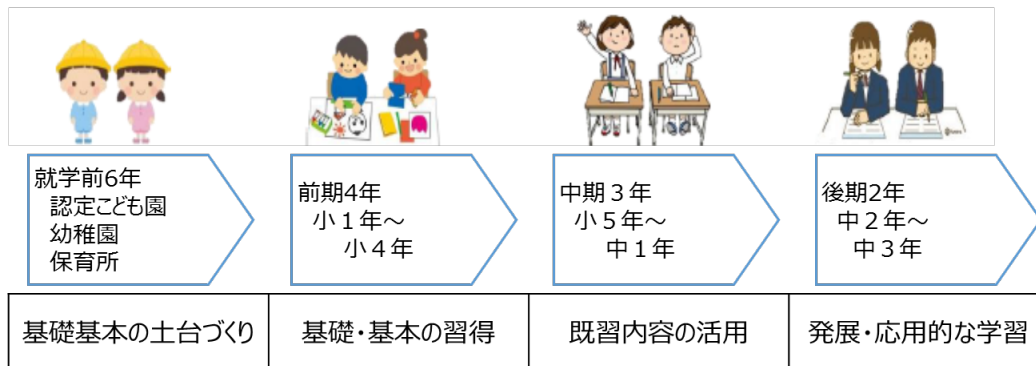
「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中央審議会答申）令和3年1月26日

保幼小中一貫教育の例

箕面市教育委員会における教育と福祉の融合 (EBPMに基づくこども支援)

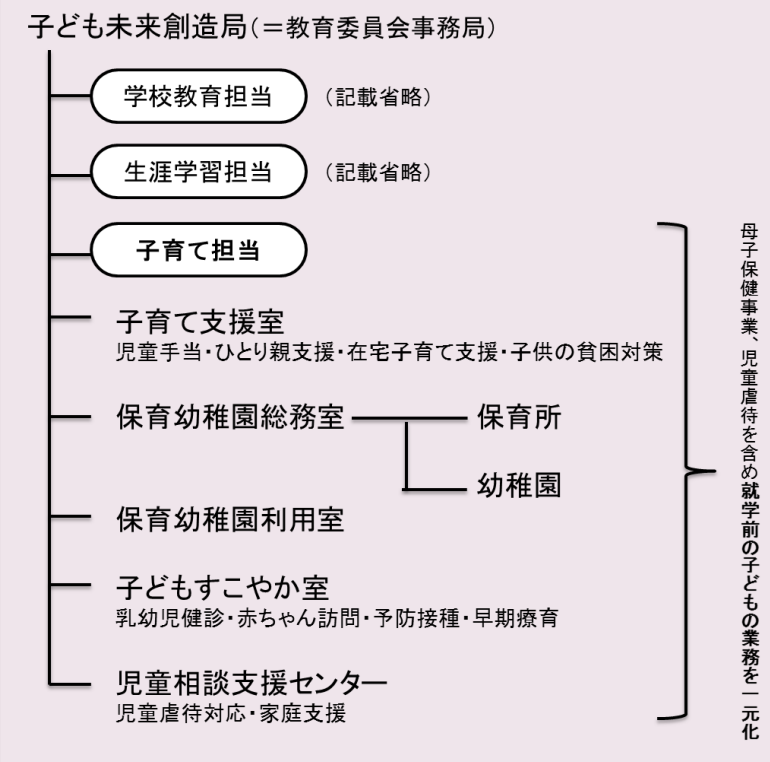
保・幼・小・中一貫教育の推進

めざすこども像：豊能町に誇りを持ち、自信をもって社会を生き抜く子ども
保幼小中一貫教育グランドデザイン（案）：保幼小中一貫教育の推進
地域とともにある学校づくり



【見込める効果の例】

- 小1・中1ギャップへの対応による**不登校児童生徒の減少**
- 15年間一貫教育による**学力・体力の向上**
- 「あこがれ」や「いいお手本」が近くにいることによる**子ども達の変容**
- 同じスタンスで**教職員が子ども達を支援**

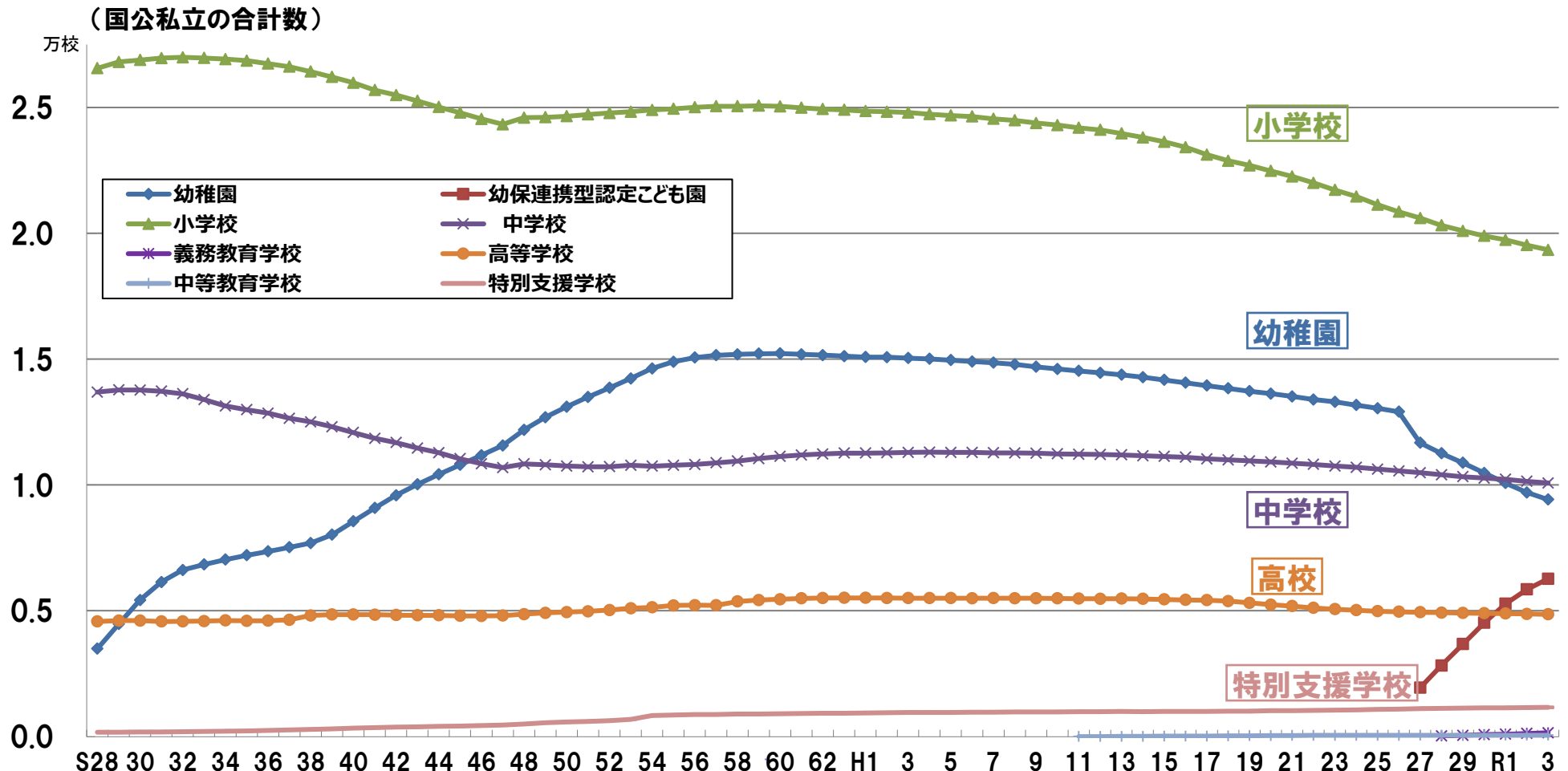


V. 年少人口減少とデジタル化を踏まえた広域行政の推進関係

学校数の推移

令和3年度の学校数

幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
9,418	6,269	19,336	10,076	151	4,856	56	1,160



*特別支援学校:平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

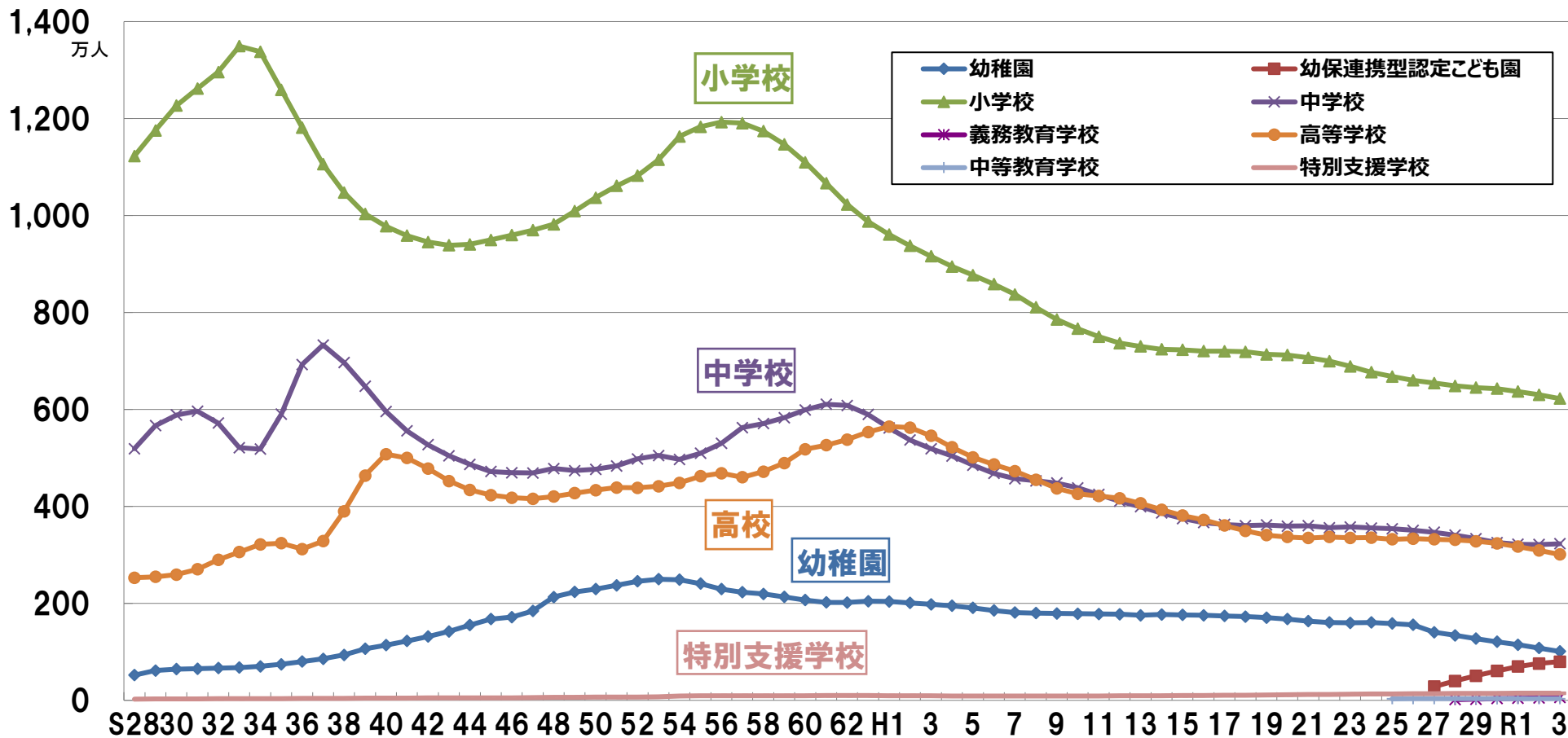
文部科学省「学校基本統計(令和3年度)」

児童生徒数の推移

令和3年度の児童生徒数（万人）

幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
100.9	79.7	622.3	323.0	5.9	300.8	3.3	14.6

（国公立の合計数）

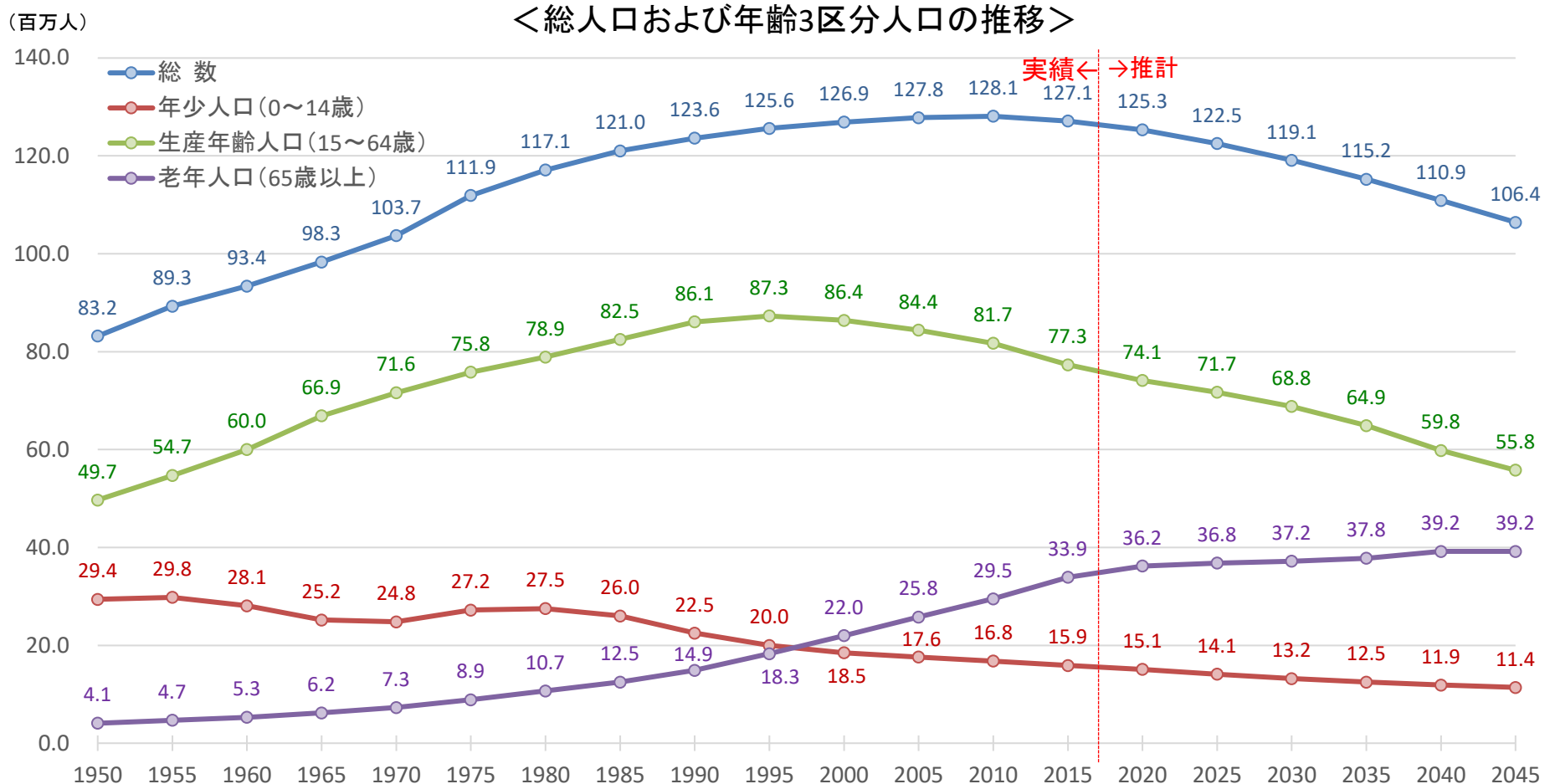


*特別支援学校:平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

文部科学省「学校基本統計(令和3年度)」

人口推移の予測

○ 総人口は2008年をピークに減少を始め、2040年には1億1,000万人程度となる。生産年齢人口の減少も加速し、2040年には毎年100万人程度の減少が見込まれる。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位))
 ※1950-1970年は沖縄県を含まない。実績は年齢不詳を按分した人口による。

本務職員数別教育委員会数の推移（市町村）

- 本務職員数別の市町村教育委員会数をみると、「21～50人」が576教育委員会（総数に占める割合31.9%）で最も多く、次いで「11～20人」が431教育委員会（同23.9%）、「51人以上」が325教育委員会（同18.0%）の順となっている。
- **職員数10人以下の教育委員会数は、474教育委員会（同26.3%）となっている。**

区 分	25年度 (構成比)	27年度 (構成比)	29年度 (構成比)	元年度 (構成比)	3年度 (構成比)	(増減)					
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	
総 数	1,819	(100.0)	1,814	(100.0)	1,811	(100.0)	1,809	(100.0)	1,806	(100.0)	△3
A 本務職員を置く教育委員会	1,799	(98.9)	1,794	(98.9)	1,793	(99.0)	1,792	(99.1)	1,791	(99.2)	△1
51人以上	290	(15.9)	278	(15.3)	290	(16.0)	308	(17.0)	325	(18.0)	17
21～50人	520	(28.6)	516	(28.4)	549	(30.3)	562	(31.1)	576	(31.9)	14
11～20人	433	(23.8)	449	(24.8)	434	(24.0)	424	(23.4)	431	(23.9)	7
7～10人	279	(15.3)	296	(16.3)	280	(15.5)	278	(15.4)	251	(13.9)	△27
4～6人	177	(9.7)	160	(8.8)	155	(8.6)	141	(7.8)	133	(7.4)	△8
2～3人	72	(4.0)	68	(3.7)	59	(3.3)	56	(3.1)	52	(2.9)	△4
1人	28	(1.5)	27	(1.5)	26	(1.4)	23	(1.3)	23	(1.3)	－
B 本務職員を置かない教育委員会	20	(1.1)	20	(1.1)	18	(1.0)	17	(0.9)	15	(0.8)	△2

(注) 職員数については、教育長を除く事務局に勤務する本務職員（指導主事、充て指導主事、社会教育主事、派遣社会教育主事、社会教育主事補、事務職員、技術職員、労務職員）の計である。

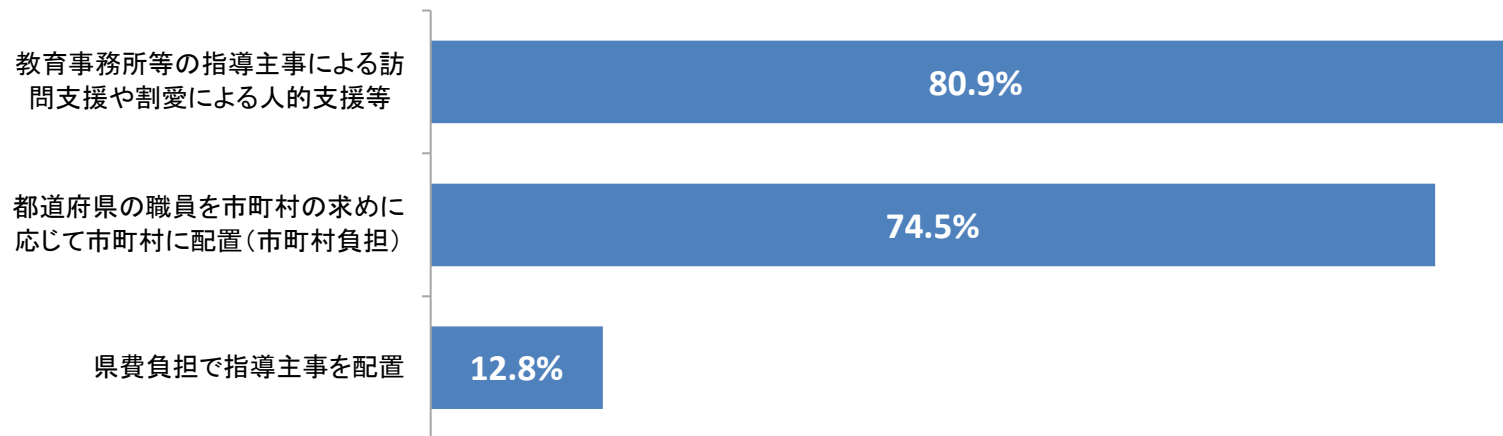
指導主事の配置状況・都道府県教育委員会による支援

- 指導主事を配置している市町村教育委員会は73.7 %となっている。
- 都道府県教育委員会による支援としては、教育事務所等の指導主事による訪問支援や割愛による人的支援等が80.9%、都道府県の職員を市町村の求めに応じて市町村に配置（市町村負担）が74.5%、県費負担指導主事の配置が12.8%となっている。

（1）市町村教育委員会の指導主事の配置状況（令和2年度間）



（2）都道府県教育委員会による支援の状況（平成30年度間）



市町村における事務の共同処理の状況

- 市町村は、近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備・充実に努めることとされており（地教行法第55条の2）、特に人口規模が小さい市町村の教育委員会においては、事務処理体制を強化するために、近隣の市町村と共同して事務を管理・執行することも一つの方策である。

市町村（指定都市を含む。）における事務の共同処理

近隣地方公共団体と協議会を設置	職員を共同設置	近隣地方公共団体へ事務を委託
13.1%	2.7%	7%
障害のある児童生徒への就学指導に係る事務、教員の研修に係る事務、学校給食に係る事務、教職員の人事に係る事務等	指導主事の共同設置等	児童生徒の就学に係る事務等

組合立学校について（福岡県吉富町外一市中学校組合の例）

○ 組合立学校：地方自治法に定める一部事務組合（※）が設置する学校をいう。

※複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する特別地方公共団体。（地方自治法第284条等）

○ 現在、組合立学校は小学校11校、中学校26校、高等学校3校。

※令和元年度学校基本調査より。組合立の幼稚園、幼保連携型認定こども園及び義務教育学校は無い。

